

平成27年度

神奈川県ニホンザル管理事業実施計画

平成27年7月

目 次

ページ

1 平成26年度保護管理事業の実施状況	1
(1) 被害防除対策	1
(2) 個体数調整	3
(3) 生息環境整備	5
(4) 生息状況調査	6
2 平成27年度事業実施計画	15
(1) 被害防除対策	15
(2) 個体数調整	16
(3) 生息環境整備	18
(4) モニタリング	18
(5) 群れ別・市町村別実施計画	19
ア 西湘地域個体群	19
イ 丹沢地域個体群	21
ウ 南秋川地域個体群	28
エ その他	28
資料	29
事業実施計画図	別冊

1 平成26年度保護管理事業の実施状況

(1) 被害防除対策

ア 市町村の取組

(ア) 追い払い

各地域で住民、農業者、市町村職員、農業協同組合、猟友会、シルバー人材センター等による追い払いを実施した。

小田原市、箱根町、真鶴町、相模原市、厚木市、愛川町、清川村、秦野市、伊勢原市（県及び市町村の補助金）、湯河原町（特措法に基づく交付金）では、追い払い員や監視員を配置し、通年の追い払いを実施している。この他に、職員や猟友会が通報等を受け、追い払いを実施している。

表1 追い払い実施結果

地域 個体群	実施 市町村	対象群	実績
西湘	小田原市	S、H	猟友会 2名/日 365日（S、H）、 市鳥獣被害防止協議会 3,127時間 （H）
	箱根町	S	町職員 1回、追い払い隊 2名/日 244日
	真鶴町	H	町職員 16回、猟友会 60回
	湯河原町	T 1、P 1	町職員 31回、 追い払い隊 1-2名/日 200日
	南足柄市	S	町職員 6回
丹沢	相模原市	ダムサイト、ダムサイト ト分裂	追い払い隊 2名/日 260日、 猟友会 19回、その他 468回
	厚木市	鳶尾、経ヶ岳、煤ヶ 谷、日向、半原、七 沢、片原、高森集団	市職員 162回、 追い払い隊 2名/日 359日（鳶尾、 経ヶ岳、煤ヶ谷、半原に各 1班、 計 4班）
	愛川町	鳶尾、半原、川弟、川 弟分裂、ダムサイト	町職員 1回、 追い払い隊 1名/日 244日
	清川村	煤ヶ谷、川弟、川弟分 裂、片原	猟友会 17回、196日
	伊勢原市	大山、子易、日向、煤 ヶ谷、高森集団	市職員 40回、80日、 追い払い隊 2名/日 120日（大山 群、子易群に 1班、日向群、煤ヶ 谷群、高森集団に 1班、計 2班）
	秦野市	大山、子易	市職員 30回、30日、 追い払い隊 1名/日 321日（大山 群、子易群に各 1班）
南秋川	相模原市	K 1、K 2、K 3、K 4	市職員 16回、 追い払い隊 2名/日 179日（K 1、 3、4群に 1班）・2名/日 260日 （K 2群に 1班）、猟友会 60回、 その他 483回

※ 市町村、対象群により実施体制が異なるため実施状況の単位が異なる。

日：主に委託日数、回：出動・巡視回数

※ 委託等により定まっている場合、1日の従事者数を記載。

(イ) 情報提供

ホームページ等で群れの位置情報を提供し、地域での追い払い等に活用された（厚木市、秦野市、伊勢原市、小田原市、県西地域県政総合センター）。サルの情報や被害状況を広報誌等に掲載した（厚木市、小田原市、南足柄市、箱根町）。農業協同組合から農業者への周知及び大型直売所での情報提供をした（相模原市）。

(ウ) 電気柵および簡易電気柵の設置等

農地と森林の境界部にサル等の侵入を防ぐ電気柵の保守点検（厚木市 25,290m、愛川町 4,643m）及び機能強化を行った（小田原市 1,375m）。

農業者や住民による簡易電気柵設置の補助が行われた（相模原市 22 箇所、愛川町 8 箇所、清川村 5 箇所）。また、愛川町は、簡易電気柵の補助率及び上限額の引き上げを行った。

音波によって鳥獣を駆逐する装置（通称バリアトーン）を、農地の被害防除や広域獣害防止柵の開口部対策として設置した（相模原市 4 基、厚木市 6 基、清川村 9 基）。

(エ) 地域ぐるみの取組

自治会に自衛組織等を設置して、受信器等を用いて地域を巡回しながら群れの行動を監視し、被害発生を未然に防止するための追い払いを実施した（相模原市、厚木市、伊勢原市）。また、相模原市では、3つの自衛組織が新設された。

被害防除体制の整備や対策の実施に当たり、市町村、県等が連携し、学習会の開催、技術的支援等を行なった（伊勢原市、小田原市）。愛川町では、有害鳥獣対策協議会により、被害調査用紙の配布を行った。

イ 広域連携による対策実施の推進

行動域が複数市町村や隣接都県にわたる加害群に対しては、関係機関が連携し対策を実施することが有効であることから、目標地域を定めて当該地域への定着を目指す追い上げやその他の対策のため、関係機関による情報交換を行った。

表2 情報交換の実施状況

地域 個体群	対象 群	情報交換内容	関係機関
西湘	S	追い上げ検討会	小田原市、箱根町、南足柄市、J Aかながわ西湘、県猟友会小田原支部、県西地域県政総合センター、自然環境保全課
	P 1 T 1	湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議	神奈川県：湯河原町、県西地域県政総合センター、自然環境保全課 静岡県：熱海市、東部農林事務所、自然保護室
丹沢	大山子易	追い払い検討会	秦野市、伊勢原市、J A秦野、J A伊勢原、県央・湘南地域県政総合センター、自然環境保全課
南秋川	K 1 K 3	山梨県及び神奈川県域に生息するニホンザルに関する対策会議	神奈川県：相模原市、県央地域県政総合センター、自然環境保全課 山梨県：上野原市、みどり自然課

ウ 県の取組

平成17年度から鳥獣被害対策に係る専門的知識や経験を持つ「鳥獣被害防除対策専門員」を地域県政総合センター（県央2名、西湘1名）に配置している。平成26年度からは非常勤職員として、県央、県西に各2名、湘南、横須賀三浦に各1名の計6名を配置しており、サルが生息する県央、湘南、県西地域の計5名が被害地域の巡視、住民への被害防除のための助言を行っている。

また、平成24年度から設置された農業関係機関と連携した対策を進めるための支援チーム（県央、湘南、県西）において、情報提供及び市町村職員、農業協同組合を対象に業務遂行に必要な専門知識を習得するための研修会を開催した。

支援チームの取組としては、サルが主な加害獣である伊勢原市比々多地区において、地域住民による集落環境診断を実施した結果、地域の主な課題は廃棄ミカンが鳥獣のエサになっていることとされ、対策として伊勢原市農業協同組合による廃棄作物の適正処理についての啓発文書の全戸配布、伊勢原市担当者による改善の呼びかけが行われた。その結果、廃棄ミカンは撤去され、自動撮影カメラにより確認されたサルをはじめとする鳥獣の出没回数が明らかに減少した。

(2) 個体数調整

平成26年度の個体数調整は、分裂による被害拡大防止および生活被害・人身被害防止のための個体数調整は、計画数206頭に対し殺処分個体は173頭であり、新たな加害群及び加害集団の個体数調整は、計画数151頭に対し殺処分個体は23頭であった。

新たな加害群及び加害集団については、「生息確認ができなくなるまで」または「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」捕獲を継続することとしていることから、最大で確認された個体数全てが捕獲対象となりうるが、被害状況等に応じて捕獲を行った結果、計画数と比較し捕獲数が少なかった。

ア 西湘地域個体群

H群、T 1群においては、生活被害・人身被害軽減のための個体数調整を実施した。地域個体群の安定的な維持を図るため、計画数はオトナメスとアカンボウを除

いた数とし、そのうち処分対象個体はオトナオス、ワカモノオス、コドモとした。H群は計画数16頭（うち処分対象個体は6頭）、T1群は計画数20頭（うち処分対象個体は5頭）とした。平成26年度はH群4頭、T1群1頭を捕獲して殺処分した。

イ 丹沢地域個体群

経ヶ岳群、煤ヶ谷群については、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を継続して実施している。平成26年度は、経ヶ岳群10頭（計画数10頭）、煤ヶ谷群8頭（計画数10頭）を捕獲し処分した。

鳶尾群については、平成25年度から個体数調整の目的を変更し、生活被害・人身被害軽減のための個体数調整を実施しており、平成26年度は49頭（計画数60頭）を捕獲し処分した。また、群れの維持に関わらないと判断できるオトナメスの選択的捕獲を試験的に実施し、オトナメス10頭を捕獲した。

また、第3次計画では平成18年度以降に新たに確認された加害群及び加害集団の捕獲を実施することとしており、ダムサイト分裂群6頭、川弟分裂群0頭、半原群0頭、片原群8頭、子易群8頭、高森集団1頭の捕獲を行った。片原群については、平成25年度から試験的に銃器による捕獲を行っており、平成26年度はワカモノオス2頭を捕獲した。

ウ 南秋川地域個体群

K1群、K2群、K3群、K4群について、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を継続して実施している。平成26年度は、K1群22頭（計画数10頭）、K2群20頭（計画数20頭）、K3群19頭（計画数20頭）、K4群10頭（計画数10頭）を捕獲した。なお、捕獲頭数は山梨県上野原市で捕獲された、K1群20頭、K3群7頭（頭数は推定）を含み、オトナメスの捕獲も確認された。

表3 捕獲数 (単位：頭)

加害個体捕獲		
地域個体群	群れ名	頭数
西湘	S	3(11)
丹沢	ハナレザル	1

個体数調整				
目的	地域個体群	群れ名	捕獲数	計画数
分裂防止	丹沢	経ヶ岳	10(16)	10
		煤ヶ谷	8(24)	10
		日向	20(20)	20
	南秋川	K 1	22	10
		K 2	20(5)	20
		K 3	19(7)	20
		K 4	10(10)	10
生活・人身被害	西湘	H	4	16(6)
		T 1	1(1)	20(5)
	丹沢	鳶尾	49(33)	60
		大山	10(10)	10
計			173(126)	206
新たな加害群・加害集団	丹沢	ダムサイト分裂	6	19
		川弟分裂	0	59
		半原	0	23
		片原	8	31
		子易	8(2)	16
		高森集団	1	3
計			23(2)	151
合計			196(128)	357

※ 捕獲数は殺処分した個体数を示し、カッコ内は外数で放獣数である。
 ※ K 1 群、K 3 群は上野原市捕獲分を含む（K 1 群：20頭、K 3 群：7頭）。
 ※ 西湘地域個体群（H群、T 1 群）の計画数は、計画数のうち処分対象個体（ワカモノオス、オトナオス）をカッコ内に内数で表す。

エ 捕獲個体の取扱い

分裂による被害防止のための個体数調整及び鳶尾群の捕獲個体は、原則として研究機関へ搬送し、捕獲個体の外部計測、妊娠、栄養状態の把握及び記録の確認を行った。

その結果、K 1 群、K 2 群、K 3 群、K 4 群、日向群については、オトナメスは捕獲されていなかった（K 1 群、K 3 群は神奈川県内で捕獲された個体に限る。）。試験的にオトナメスの捕獲を行っている群れでは、鳶尾群14頭、経ヶ岳群1頭、煤ヶ谷群1頭が捕獲され、すべて6.5才以上と確認された。

確認されたメスの捕獲個体は合計66頭、そのうち3.5才以上のメスは19頭であり、妊娠経験があったとされた個体はすべて6.5才以上であった。

(3) 生息環境整備

市町村、農業協同組合の広報紙、自治会の回覧、登山道周辺での看板等を通じて、出荷しない農作物の適正処理、取り残し果実、餌付け等の誘引物の除去について、住民、農業者等に周知した。また、耕作放棄地の草刈り、伐採を実施し、サルが隠れにくい環境を作る等の取組を行なった。

- 集落環境調査：伊勢原市坪ノ内地区
- 緩衝帯整備：伊勢原市大山地区、小田原市片浦地区
- 森林整備：厚木市飯山地区 17.4ha、愛川町八菅山地区

なお、森林整備の主目的は水源かん養機能等の向上であるが、こうした整備によりサルの生息環境向上にも寄与すると考えられる。

(4) 生息状況調査

平成26年度に県が実施した生息状況調査（群れ数、個体数、行動域、加害レベル）及び市町村、農業協同組合等の調査に基づき農作物被害、生活被害・人身被害の状況について取りまとめた結果は、次のとおりである。

ア 生息状況調査結果

(ア) 群れ数

西湘地域、丹沢地域、南秋川地域（神奈川県側）に生息する群れのうち、農作物等に被害を発生させている加害群及び加害集団を対象に調査を実施した。この結果、確認した群れ及び集団は計22群 1 集団であり、平成25年度に引き続き新たな群れ及び集団は確認されなかった。

[西湘地域個体群]

平成 25 年度までに確認されていた S 群、H 群、T 1 群、P 1 群の 4 群を確認した。なお平成 24 年度に確認された和田山集団は、P 1 群に合流していた。

[丹沢地域個体群]

平成 25 年度に確認されていたダムサイト群、ダムサイト分裂群、川弟群、川弟分裂群、経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群、日向群、七沢群、大山群、丹沢湖群、子易群、片原群、半原群、高森集団の計 14 群 1 集団を確認した。平成 25 年度以降は、丹沢地域では群れ分裂による新たな群れの確認は無いが、川弟分裂群や日向群等では分派行動が見られるため、今後も動向に注意が必要である。

[南秋川地域個体群]

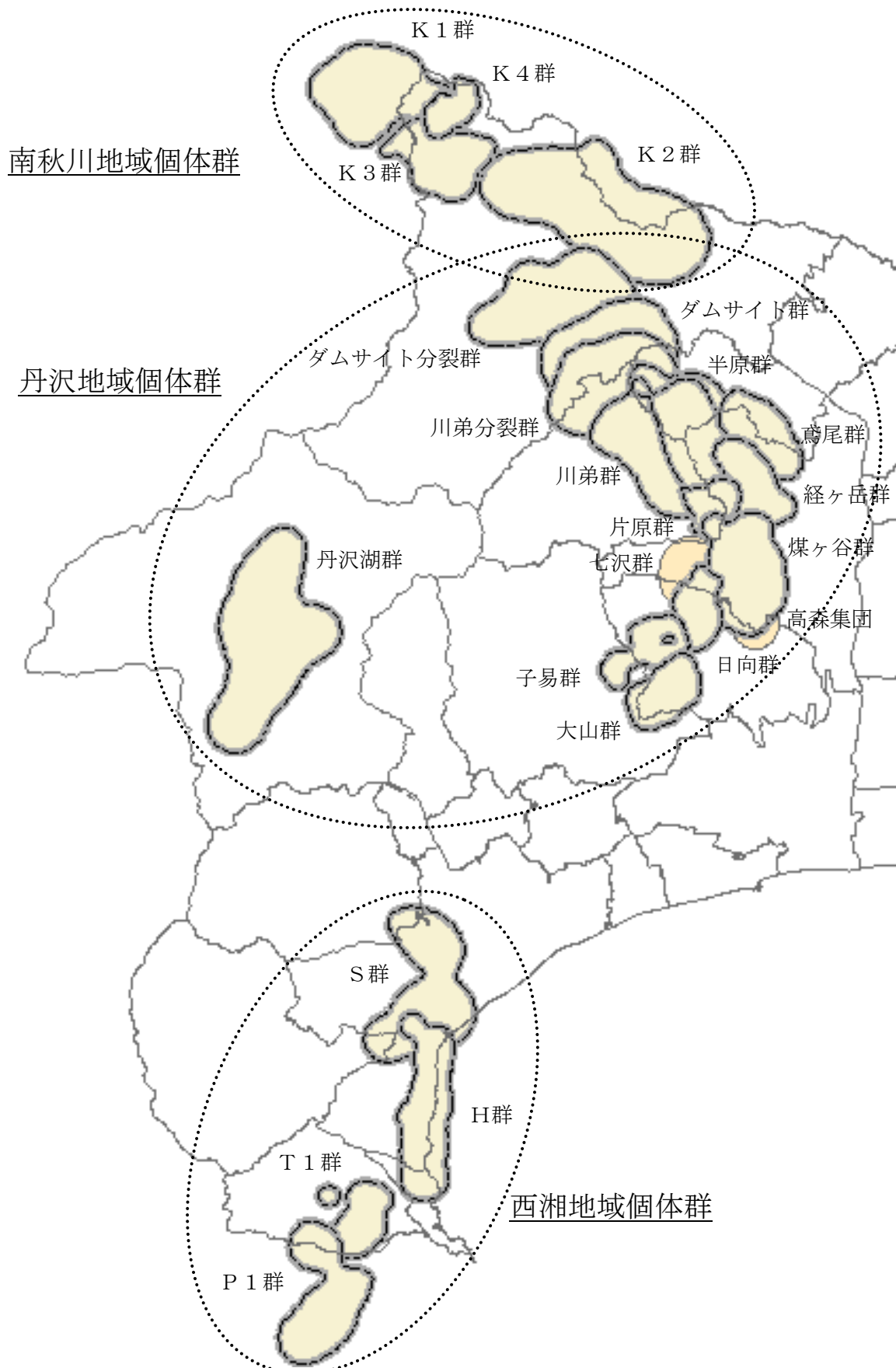
平成 25 年度に確認されていた K 1 群、K 2 群、K 3 群、K 4 群の計 4 群を確認した。しかし、個体数の多い群れが複数あり、未確認であるが、K 3 群あるいは K 4 群の分派集団が存在する可能性があるため、分裂に注意する必要がある。平成 19 年度以降確認の無い底沢の集団は平成 26 年度においても確認されず、東京都の群れが一時的に神奈川県内に出没したと推測された。

※ 集団の定義について

本計画上の集団とは、十分なモニタリング調査が行われておらず通年の行動域・個体数・加害レベルが不明であるが、隣接する群れとは独立した行動域をもつと推測される数頭から数 10 頭のサルの集まり。

群れとは、モニタリング調査により通年の行動域・個体数・加害レベルが把握されているサルの集まり。

＜平成26年度 神奈川県内のニホンザルの分布＞



- ※ 平成26年度 ニホンザル生息状況調査委託業務調査報告書より作成。
- ※ 図中の線で囲まれた部分が95%固定カーネル法による各群れの行動域。
- ※ 七沢群、高森集団については、出没が確認されたおおよその地域を示している。

(イ) 個体数

群れの移動中に見通しの良い場所を渡るところを監視し、目視及びビデオ撮影により、頭数を確認した。西湘地域個体群 110 頭、丹沢地域個体群 545 頭、南秋川地域個体群 304 頭を確認した。平成 25 年度と比較すると西湘地域は 4 頭の減少、丹沢地域は 12 頭の減少、南秋川地域は 26 頭の減少となり、県内全体では 959 頭で 42 頭の減少となった。

表 4 群れ数・個体数の内訳 (頭)

地域 個体 群名	群れ・ 集団名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	備 考
西湘	S 群	24	22	21	20	21	22	25	22	
	H 群	43	35	32	33	36	45	45	42	
	P 1 群	17	17	19	15	13	9	12	13	
	T 1 群	23	27	26	27	29	31	32	33	
	T 2 群	4	4							
	和田山 集団						3			P 1 群と合流
	小計	111	105	98	95	99	110	114	110	
丹沢	ダムサイト群	12	16	12	15	16	16	17	12	
	ダムサイト 分裂群	46	48	50	29	35	25	19	20	平成 19 年度にダム サイト群から分裂
	ダムサイト 青山集団		3	1						平成 22 年 3 月に消 滅
	川弟群	64	66	79	42	46	56	53	57	
	川弟 分裂群				47	51	59	59	64	平成 22 年度に川弟 群から分裂
	経ヶ岳群	88	82	81	68	69	46	45	54	
	鳶尾群	154	118	108	103	107	89	90	92	
	煤ヶ谷群	48	63	72	53	54	52	51	47	
	日向群	47	51	53	54	59	67	65	52	
	七沢群	10	-	-	-	6	10	4	10	平成 26 年度は聞き 取り調査による推 定頭数
	大山群	37	41	44	49	49	50	54	45	平成 13 年度以降に 群れが分裂
	丹沢湖群	15	14	22	22	22	25	27	28	
	子易群	-	10	13	19	20	23	16	13	
	片原群					22	25	31	26	
	半原群						20	23	22	
高森集団			13	7	3	5	3	3		
小計	521	512	548	508	559	568	557	545		
南秋川	K 1 群	112	119	110	102	107	107	104	96	
	K 2 群	72	80	83	89	96	93	87	81	
	K 3 群	75	75	76	88	99	93	89	74	
	K 4 群	56	72	76	77	73	56	50	53	
	小計	315	346	345	356	375	349	330	304	
合 計		947	963	991	959	1033	1027	1001	959	

※1 分派：群れからある期間、集団が分かれて行動すること。個体数が大きな群れで餌の少ない夏期や冬期に見られることが多く、群れと集団の行動域は概ね重複している。

※2 分裂：分派行動をとっていた集団が、年間を通して元の群れと独立した行動域をもつようになること。この時点で、新たな群れが生じたと考えられる。

※3 この他に単独又は小集団で生活しているオスのハナレザルが生息している。

※4 平成18年度に丹沢地域個体群で法輪堂の集団（11頭）及び谷太郎の集団（20頭）、南秋川地域個体群で底沢の集団（67頭）が聞き取り等で確認されたが、平成19年度以降は確認されていない。

(ウ) 行動域

前記の加害群及び加害集団（七沢群、高森集団を除く）について、ラジオ・テレメトリー法により行動域の調査を実施した。

[西湘地域個体群]

S群は、南足柄市三竹、小田原市府川、穴部、久野、城山、板橋、風祭、入生田、箱根町湯本の各地区を含む範囲を利用していた。平成23年度以降は行動域南西部の箱根町須雲川地区の利用は確認されなかった。

H群は、小田原市早川から真鶴町岩の海岸から1kmほどの低標高地を利用していた。平成22年度まで利用が確認されていた湯河原町内は近年利用しておらず、平成26年度も利用しなかった。平成26年度は、秋季に行動域北部を利用せず行動域は根府川、江之浦、岩の地域に限定された。

P1群は、平成22年度までは年間を通して千歳川中流域の温泉街や住宅地に滞在することが多かったが、平成26年度は県境となる熱海市泉地区の利用はいくらかあるものの神奈川県内の利用が確認されたのは、秋季と冬季の計4回のみで、ほとんど静岡県側を利用していた。行動域の季節的な変化はあまりなく年間を通して住宅地周辺の利用が多く、人が常駐していない別荘敷地内や廃屋内での観察も比較的多かった。

T1群は、湯河原町宮下、宮上、城堀、鍛冶屋、吉浜にかけての範囲を利用していた。平成22年度から平成25年度には行動域東部の真鶴町岩地区の利用が確認されていたが、平成26年度は利用が確認されなかった。

和田山集団は平成25年1月にP1群と共に行動するのが確認され、やがてP1群に合流した。平成26年度は、和田山集団由来の発信器装着メスは、群れから離れることが多く、単独行動が観察された。

[丹沢地域個体群]

丹沢地域個体群の群れは、いずれも行動域が絶えず変化している。年変動があるものの、基本的にいずれの群れも市街地方向へ行動域の拡大、または移動する懸念がある。

ダムサイト群は、相模原市緑区（旧津久井町）桜野、関平、長竹、南山、愛川町横根、真名倉、宮ヶ瀬ダム北岸道路、鳥屋、荒井、御屋敷、平戸の範囲を利用していた。年間を通して行動域西部の鳥屋の利用が多かったが、季節による利用地域の違いは明確ではない。平成21年度まで利用していた青野原や鮑子の利用は平成26年度も確認されなかった。

ダムサイト分裂群は、相模原市緑区（旧相模湖町）寸沢嵐、道志、南畑、（旧津久井町）三ヶ木、荒屋敷、渡戸、梶野、青野原、前戸、青山、（旧藤野町）牧馬、伏馬田の範囲を利用していた。平成26年度の調査結果では秋季及び冬季の利用範囲が広く、集落から離れた山林内も利用していた。春季及び夏季には県道513号の南側の利用が確認された。平成25年度は国道412号の東の地域の利用が確認されたが、平成26年度は確認されなかった。

川弟群と川弟分裂群の行動域の重複は、平成25年度よりもやや増加した。川弟分裂群は、平成25年度と同様に、宮ヶ瀬湖を取り囲むように行動域を構え、川弟群は、その南に行動域を構えており、北岸側の利用は確認されなかった。

川弟群は、清川村石小屋ダム南部、吹風トンネル、谷太郎西部、片原、厚木市用野、愛川町塩川滝の各地区に囲まれた範囲を利用していた。平成23年度まで夏季のみ利用が確認されていた宮ヶ瀬湖西部の金沢の利用は平成26年度も確認されな

った。また、宮ヶ瀬湖北岸域は、平成 22 年 11 月の分裂以降、利用は確認されていない。冬季は行動域南部の清川村煤ヶ谷地区の利用が多かった。

川弟分裂群は、清川村吹風トンネル、土山峠、半原越、愛川町半原、石小屋ダム、宮ヶ瀬湖南岸道路、相模原市緑区（旧津久井町）宮ヶ瀬湖北岸、鳥屋の範囲を利用していた。利用地域は平成 25 年度と比較して大きな変化はないが、行動域南部の土山峠付近の利用は、冬季のみに限定され、平成 25 年度よりも利用頻度が低下した。

経ヶ岳群は、厚木市真弓、志田原、宮の里、栗原、厚木国際ゴルフ場、銅座金山、横林、上峰の各地区に囲まれた範囲を利用していた。平成 26 年度は平成 25 年度に引き続き、愛川町内や国道 412 号の東側の利用は確認されなかった。

鳶尾群は、愛川町海底、幣山、八菅、市島、厚木市鳶尾、まつかげ台、王子原、田尻、丸山の各地区に囲まれた範囲を利用していた。平成 24 年度に国道 412 号線の西側の地域の利用が数年ぶりに確認されたが、平成 26 年度は利用が確認されなかった。秋季に利用範囲が拡大する傾向が認められたものの、季節による利用地域の違いは明確ではなかった。

煤ヶ谷群は、清川村舟沢、清川ゴルフ場、厚木市峰岸、岡津古久、桂木、愛名、下古沢、飯山の各地区に囲まれた範囲を利用していた。平成 25 年度に利用が確認されなかった玉川の南側を春季及び夏季に数回利用した。久保屋敷から清川ゴルフ場に続く県道 64 号の西で確認したのは、平成 25 年度と同じく 1 回だけであった。平成 18 年度まで利用が確認されていた清川村法論堂や谷太郎の利用は平成 26 年度も確認されなかった。

日向群は、厚木市七沢、伊勢原市日向薬師、大山、伊勢原ゴルフ場、子易、洗水の各地区に囲まれた範囲を利用していた。平成 25 年度は子易から大山に至る県道 611 号の南側の利用は 1 回のみであったが、平成 26 年度は春季と夏季に何度か利用した。秋季は厚木市七沢の広沢寺温泉や伊勢原市浄発願寺付近の利用も確認され、利用範囲は北西に拡大した。平成 23 年度に利用が確認された北部の鐘ヶ嶽稜線付近、清川村金翅、東部の厚木市峰岸の利用は今年度も確認されなかった。

七沢群は平成 18 年 12 月以降、発信器の電波が途絶え追跡不能となったが、平成 26 年度も厚木市広沢寺や七沢で出没が確認された。

大山群は、伊勢原市子易上、伊勢原ゴルフ場、三ノ宮、坪ノ内、秦野市大上、善波トンネル南、名古木の各地区に囲まれた範囲を利用していた。伊勢原市大山地区は平成 24 年度以降、利用が確認されていない。季節ごとの利用範囲は、冬季、春季、秋季、夏季の順に広がっており、行動域の北部の利用は夏季に限られている。

丹沢湖群は、山北町簗沢、湯沢、中川、川西、湯触、山市場、神縄、玄倉の各地区を含む南北に長い範囲を利用していた。平成 25 年度は行動域南部の利用が多かったが、平成 26 年度は北部の利用も多く確認された。平成 25 年度と同様に群れの利用場所の大部分は県道沿いや林道沿いといった低標高地域であった。

子易群は、伊勢原市大山、子易上、伊勢原ゴルフ場の西部、栗原の西部、秦野市寺山、小蓑毛の各地区に囲まれた範囲を利用していた。秦野市側の利用は、ほぼ夏季に限定され、その他の季節はほぼ伊勢原市側で確認された。平成 23 年度に初めて利用が確認された南部の伊勢原市善波や国道 246 号線の南側地域は、平成 24 年以降、利用を確認されていない。

片原群は、厚木市尾台、白山、清川ゴルフ場、清川村金翅、荒井に囲まれた範囲の利用していた。荒井から尾崎を経て尾台に続く県道の南側で冬季に多かった。他の季節は主にこの県道の北側を利用した。

半原群は、愛川町上細野、経ヶ岳、厚木市華厳山、高取山南の採石場、大厚木ゴルフ場、真弓、用野の各地区に囲まれた範囲を利用していた。秋季には仏果山の北1 km 地点の利用も確認された。清川村側の利用は少なかった。

高森集団は、発信器が未装着のため、聞き取りにより生息を確認した。平成 26 年度も厚木市岡津古久、伊勢原市東富岡、西富岡、高森で出没が確認された。

[南秋川地域個体群]

K 1 群は、相模原市緑区（旧藤野町）鎌沢、佐野川、上岩、山梨県上野原市猪丸、小和田、向風、井戸にかけての範囲を利用していた。春季と夏季は利用範囲が神奈川、山梨県境付近の比較的狭い範囲に限られたが、秋季及び冬季は山梨県上野原市側の利用が増え、利用範囲が拡大した。

K 2 群は、東京都八王子市裏高尾町、南浅川町、相模原市緑区（旧相模湖町）中沢、三井、名手、赤馬、千木良、小原、底沢、桂北、与瀬の範囲を利用していた。春季、夏季には、八王子市裏高尾の山間部の利用が確認された。冬季は行動域南東部の津久井湖北岸を頻繁に利用し、相模川以南への出没が初めて確認された。秋季は津久井湖北岸から行動域西部の与瀬までを広く利用したが、西部の利用がやや多かった。

K 3 群は、相模原市緑区（旧藤野町）下岩、橋詰、上沢井、栃谷、日野、小淵、上野原市上野原、奈須部の範囲を利用していた。平成 25 年度の調査結果では夏季が最も利用範囲が広がったが、季節的な変化は大きくなかった。

K 4 群は、相模原市緑区（旧藤野町）和田、橋詰、鎌沢、登里の集落近くの狭い範囲を集中的に利用したが、夏季に一度、東京都檜原村側の利用も確認された。

(エ) 加害レベル

加害群を対象に、保護管理計画に定める「群れの加害レベル判定基準表」に基づき、直接観察、出没場所、人に対する反応、農林作物等への被害状況の把握により判定した。

平成 26 年度は、川弟群、川弟分裂群、片原群、丹沢湖群で加害レベルが高くなり、鳶尾群と半原群で低くなった。

表 5 加害レベル

地域 個体 群名	群れ名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
西 湘	S 群	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5
	H 群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	P 1 群	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5
	T 1 群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	T 2 群	4	4	—	—	—	—	—	—
	和田山集団						4		
丹 沢	ダムサイト群	3～4	3～4	3～4	3～4	3	3	3	3
	ダムサイト 分裂群			3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	川弟群	0～1	0～1	1	1	1	1～2	1～2	2
	川弟分裂群					1	1	1	1～2
	経ヶ岳群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	鳶尾群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3
	煤ヶ谷群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	日向群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	七沢群	—	—	—	—	—	—	—	—
	大山群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	子易群	—	—	2	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3
	丹沢湖群	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	3
	片原群						1～2	1～2	2～3
	半原群						—	1～2	0～1
高森集団						—	—	—	
南 秋 川	K 1 群	3	3	3	3	3	3	3	3
	K 2 群	3	3	3	3	3	3	3	3
	K 3 群	3	3	3	3	3	3	3	3
	K 4 群	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3

イ 被害状況調査結果

報告上の被害は、増減を繰り返しており一定の傾向は見られない。被害報告については、多くの農業者が十分な補償制度がないことや効果的な対策が実施されないとの理由により、被害報告が出されないなどがあり、必ずしも実態を反映したものでないことに留意する必要がある。なお、一部の市町村では、追い払い員等によって被害の把握が行われている地域がある。

(ア) 農作物被害

平成26年度の県内農作物被害は、被害面積25.2ha、被害額25,208千円であり、平成25年度と比較すると被害面積は8.7haの増加、被害額は10,881千円の増加であった。

表6 農作物被害

[上段：被害面積 (ha)、下段：被害額 (千円)]

地域 個体 群名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	比較 (H26-H25)
西湘	2.62 2,385	4.26 4,346	7.49 8,900	2.9 3,738	2.8 2,820	0.9 2,100	0.3 773	8.2 3,034	7.9 2,261
丹沢	8.99 9,039	13.62 22,573	19.57 20,299	26.7 16,586	12.8 9,790	23.1 26,413	16.2 13,554	15.7 19,536	▲0.4 5,982
南秋川	0 0	1.02 594	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1.3 2,638	1.3 2,638
合計	11.61 11,425	18.9 27,513	27.09 29,198	29.6 20,323	15.6 12,610	24.0 28,513	16.5 14,327	25.2 25,208	8.7 10,881

※ ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※ 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

※ 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が突合しない場合がある。

(イ) 自家用農作物

農作物被害の他に家庭菜園等の自家用作物の被害は、丹沢地域個体群で0.32haの増加、南秋川地域個体群で5.54haの増加となっている。

表7 自家用農作物の被害面積

[単位：ha]

地域 個体 群名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	比較 (H26-H25)
西湘	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丹沢	5.87	7.98	19.16	7.97	4.80	6.74	3.49	3.81	0.32
南秋川	3.14	5.78	1.88	2.72	1.46	5.52	0.52	6.07	5.54
合計	9.01	13.76	21.04	10.69	6.26	12.26	4.02	9.88	5.87

※ 自家用農地の被害とは、家庭菜園等の出荷を目的とせず、自ら消費する作物の被害をいう。

※ 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

※ 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が突合しない場合がある。

(ウ) 生活被害・人身被害

追い払い、加害個体の捕獲等の対策を実施しているものの、サルによる騒音、人家侵入の生活被害や人に対する威嚇行為及び噛みつく、引っ掻く等の人身被害は依然として発生しており、県、市町村に寄せられた苦情、通報・相談件数は752件に上っている。

表8 生活被害・人身被害

[単位：件]

地域 個体群名	区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
西湘	生活被害	52	52	112	84	32	96	101	65
	生活上の脅威	91	112	126	157	235	348	327	356
	人身被害	11	8	4	1	1	2	9	10
	小計	154	172	242	242	268	446	437	431
丹沢	生活被害	34	14	158	43	41	92	80	152
	生活上の脅威	194	111	128	65	75	104	62	104
	人身被害	0	9	11	49	11	6	5	0
	小計	228	134	297	157	127	202	147	256
南秋川	生活被害	10	0	13	62	12	14	4	6
	生活上の脅威	16	5	37	79	49	21	65	59
	人身被害	1	0	0	0	0	1	1	0
	小計	27	5	50	141	61	36	70	65
合計		409	311	589	540	456	684	654	752

※1 生活被害：騒音、屋外物品等の損傷、人家侵入、屋内物品の略奪

※2 生活上の脅威：人体への接触を伴わず、人身被害とは言えない程度の威嚇行為や人・人家・走行中の車等に対する攻撃

※3 人身被害：人に噛みつく、引っ掻く等

※4 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした

2 平成 27 年度事業実施計画

第 3 次神奈川県ニホンザル管理計画（以下「3 次計画」という）に基づき、平成 27 年度のニホンザル管理事業実施計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

(1) 被害防除対策

ア 市町村の取組

(ア) 追い払い・追い上げ

サルを人の生活圏から遠ざけるため、群れの加害レベル、地域特性等に応じた効果的な追い払いを猟友会、専従追い払い員、市町村職員、住民等が実施するとともに、監視、通報体制の強化を図る。

湘南地域においては、長期的な群れ管理の視点から、日向群の行動域の南下を防ぐこと、子易群を除去後に早急に大山群を追い上げる必要があるため、効果的な追い払い及び追い上げ方法を県と市で協力して検討、実施に向けて調整する。

西湘地域においては、追い上げを意識した追い払い体制の強化を図り、地域住民や関係団体との連携を推進し、住宅に近い泊まり場をなくし、山へ追い払う。また、モンキードッグ、イヌの農地内係留の導入を検討する。

相模原市（委託日数の増、自衛組織の設置）、厚木市（銃器による追い上げ）、愛川町（電動ガン購入の補助）、秦野市（GIS の活用）、伊勢原市（自衛組織の設置）等で、追い払いの強化を行う。

(イ) 情報提供

各地域の取組の成果や効果的な被害防除対策を行うための知見等を県内に広く普及するため、市町村職員、農業協同組合、住民を対象に鳥獣被害防除対策専門員等による研修会を開催する。

(ウ) 電気柵および簡易電気柵の設置

広域柵の保守点検（厚木市 25,290m、愛川町）を行う。追い払いだけでは被害防除が困難な農地や被害が集中している地域では、簡易電気柵、ネットの設置補助を行う（相模原市、愛川町、清川村、伊勢原市）。また、相模原市では、簡易電気柵設置の補助率増の検討を行う。

イ 県の取組

鳥獣被害防除対策専門員を継続配置することによって地域ぐるみの取組み支援を強化する（横須賀三浦 1 名、県央 2 名、湘南 1 名、県西 2 名の計 6 名）。

また、地域の取組が円滑に実施されるよう、農業関係機関と連携した対策を進めるための支援チーム（県央、湘南、県西）を継続するとともに、情報提供及び市町村職員、農業協同組合を対象に業務遂行に必要な専門知識を習得するための研修会を開催する。

ウ 広域連携の推進

(ア) 県内市町の連携推進

複数の市町を行動域とする群れへの対策について、関係機関による連携した実施体制の整備に努める。

(イ) 関係都県との連携

サルが生息域は東京都、山梨県、静岡県にまたがることから、これらの都県及び隣接する市町村と生息状況、被害状況、捕獲状況、被害防除対策の実施状況等に関する情報交換会を開催する。

◎山静神、東京都ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会

◎湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議

◎相模原市と山梨県上野原市の情報交換体制の強化

(2) 個体数調整

個体数調整に際しては、平成26年度のモニタリング結果や被害状況を踏まえながら検討、実施し、必要に応じて見直しを図るものとする。なお、加害個体については群れの加害レベルによらず捕獲の対象とする。捕獲個体は地域個体群の維持状況、個体の特性等により必要に応じて学習放獣等、処分内容を検討する。

なお、各個体数調整における実施の方向性及び対象個体の考え方は次のとおりである。

【分裂による被害拡大防止のための個体数調整】

加害レベルが3以上の群れで、個体数が増加し、分派行動が繰り返し観察される等の群れの分裂の可能性が高く、分裂した場合に被害が拡大する恐れがある群れに対して、分裂を阻止できる規模まで個体数の減少を図るものである。

【生活被害・人身被害軽減のための個体数調整】

加害レベルが3以上の群れで、追い払い等の対策を実施しても被害が軽減されておらず、個体数調整を実施しても地域個体群の安定的な維持が図れる場合に、被害を生じさせている主な個体を被害の軽減が図れる程度まで捕獲するものである。そのため、被害を発生させる可能性の低いアカンボウ及び群れの分裂回避に留意するためオトナメスは原則放獣する。

また、西湘地域個体群については、地域個体群の安定的な維持を図るため、捕獲対象個体のうち、処分可能な個体はワカモノオス、オトナオス、コドモとし、他の個体については原則として学習放獣とする。

【新たな加害群及び加害集団の捕獲】

第2次計画策定時の平成18年度以降に確認された新たな加害群及び加害集団を捕獲するものであり、「生息確認ができなくなるまで」または捕獲により被害が軽減する可能性もあるため「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」、捕獲を継続することとする。なお、群れの分裂回避に留意するためオトナメスは捕獲開始当初は、放獣とする。

ア 西湘地域個体群

H群・T1群においては、生活被害・人身被害軽減のための個体数調整を実施することとする。西湘地域個体群は安定的な維持を図るため、計画数はオトナメスとアカンボウを除き、H群オトナオスまたはワカモノオス2頭、コドモ5頭の計7頭、T1群オトナオスまたはワカモノオス2頭、コドモ3頭の計5頭とする。なお、処分対象個体以外が捕獲された場合は、加害レベルの低下を図るために学習放獣を行う。

イ 丹沢地域個体群

鳶尾群については、生活被害及び人身被害軽減のための個体数調整を継続し、最大55頭を捕獲する。経ヶ岳群及び煤ヶ谷群は、目的を分裂による被害拡大防止から生活被害及び人身被害軽減のための個体数調整に変更し、経ヶ岳群を最大30頭、煤

ヶ谷群を最大23頭捕獲する。

なお、鳶尾群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群は、栄養状態が良く、ワカモノメスも出産が可能であるため、効果的に目標数を達成するために、オトナメス及びワカモノメスの計画数とその他の性年齢構成の計画数を分けて設定することとし、内訳は資料のとおりとする。

鳶尾群は分裂しても地理的に他地域への行動域拡大の可能性が少なく、群れサイズを縮小するため、群れの維持に関わらないと判断できるオトナメスの選択的捕獲を試験的に行う。

経ヶ岳群、煤ヶ谷群の実施に当たっては、継続した個体数調整による性年齢構成のバランスの変化に配慮するため、10歳以下のオトナメスの試験的な捕獲を継続する。

大山群では、生活被害・人身被害軽減のための個体数調整を実施し、日向群では、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を行う。第2次計画時の頭数を目標とし、計画数は最大で大山群12頭、日向群13頭とする。

ダムサイト分裂群、川弟分裂群、半原群、子易群、片原群、高森集団については、新たな加害群及び加害集団の捕獲を実施する。計画数は、平成26年度生息状況調査結果から、最大でダムサイト分裂群20頭、川弟分裂群64頭、半原群22頭、子易群13頭、片原群26頭、高森集団3頭とする。

原則としてはこわなによる捕獲を実施するとしているが、効果的な捕獲方法として、囲いわな、麻酔銃捕獲等を検討、実施する。

現在行っている試験的な捕獲については、方法および結果等の検証を行い、現在行っている群れ以外の適用の可否等を検討する。

ウ 南秋川地域個体群

K1群、K2群、K3群、K4群に対して、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を実施することとし、計画数はK1群10頭、K2群30頭、K3群25頭、K4群20頭とする。

原則としてはこわなによる捕獲を実施するとしているが、効果的な捕獲方法として、囲いわな、麻酔銃捕獲等を検討、実施する。また、K1群、K3群については、銃器による捕獲導入に向けた検討や、捕獲個体判別講習の実施を図る。

表9 個体数調整計画数

(単位：頭)

目的	地域 個体群	群れ名	平成27年度 計画数	区分
分裂防止	丹沢	日向	13	継続
		南秋川	K 1	
	K 2		30	
	K 3		25	
	K 4		20	
生活・ 人身被害	西湘	H	7	継続
		T 1	5	
	丹沢	鳶尾	55	目的 変更
		経ヶ岳	30	
		煤ヶ谷	23	継続
		大山	12	
		計	230	
新たな加害群・ 加害集団	丹沢	ダムサイト分裂	20	継続
		川弟分裂	64	
		半原	22	
		片原	26	
		子易	13	
		高森集団	3	
		計	148	
	合計		378	

※ 経ヶ岳群、煤ヶ谷群、鳶尾群の計画数は、モニタリング結果を基に最大数を記載しているものであり、対象となる個体が計画数に満たない場合もある。

(3) 生息環境整備

人の生活圏とサルの生息域との棲み分けができるよう生息環境の整備を行うことを基本とし、集落環境調査を行い、農地、人家周辺等における誘引要因の除去、農地周辺の雑木、藪、雑草等の刈り払いを行う。

また、人馴れや地域への定着を防止するため、広報紙、看板設置等により誘引物の除去や餌を与えないよう普及啓発を図る。

- 集落環境調査：伊勢原市（高部屋、大山、比々多地区）
- 森林整備：厚木市（棚沢地区 18.0ha）、愛川町（八菅山、半原、田代地区）
- 普及啓発：厚木市（JA機関紙）、愛川町（広報誌）、秦野市（市・JAホームページ）、南足柄市（パンフレット）、箱根町（自治会回覧）

(4) モニタリング

ア 生息状況調査

県は、群れの状況、群れごとの個体数、行動域を把握するため、西湘、丹沢、南秋川地域に生息する群れのうち、加害群及び加害集団 22 群 1 集団について、雌雄・成幼獣別個体数のカウント調査、発信器を用いた行動域調査を実施する。

なお、個体数調整の対象とする群れについては、生息状況調査内容を検討し、実施に伴う個体数や行動域の変化、捕獲個体情報等の把握に努める。

また、加害レベルの判定方法、捕獲個体分析の対象個体及び活用方法、行動追跡

の技術と手法、サル保護管理等に係る他の取組との連携についての検討を行う。

表 10 発信器装着計画

地域個体群名	装着数
西湘	2
丹沢	5
南秋川	1
その他 未装着群・分派集団等	2
合計	10

※ 発信器の受信状態により装着対象群を変更する場合がある。

イ 対策実施状況の把握

追い払い、電気柵、環境整備等の対策の状況の把握及び地図化に努め、サルの生息状況調査等と比較することで、対策の効果検証を図る。

ウ 被害状況の把握

市町村は、年間を通じて、農業協同組合等の協力を得て農作物被害、生活被害及び人身被害について、被害内容、被害量、被害額等を把握するとともに、効果的な被害防除対策に資するため被害地図を作成する。また、従来の被害調査に加え、被害状況把握のため鳥獣被害防除対策専門員や追い払い員等による被害情報の収集体制の整備等補完的な調査方法についても検討を行う。

(5) 群れ別・市町村別実施計画

ア 西湘地域個体群

群れ名	加害レベル	市町村名	被害防除対策	個体数管理	生息環境管理
S	4 ～ 5	南足柄市	[追い払い] ・職員は、サル発見の通報があり次第迅速に対応する ・追い払い用具の購入 ・サル被害者への注意喚起等の指導 [その他] ・沼田地区、岩原地区への回覧等による啓発 ・防災行政無線による情報提供	[加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には捕獲	[誘引物除去] ・サル対策用パンフレットを配布若しくは回覧(沼田地区、岩原地区)し、住民意識の向上を図る ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発を実施 ・農地や住宅周辺の環境整備
		小田原市	[追い払い] ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会による追い払いの実施 ・猟友会による監視・追い払い [その他] ・市ホームページでサルの位置情報を提供	[加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合や、人家進入を繰り返す場合等には、捕獲 [その他] ・「群れ捕獲」など、住民への被害をなくす抜本的な方策についての検討を進める	[誘引物除去] ・農業者、住民へ協力の呼びかけ

		箱根町	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野猿パトロール隊を平日に配置し、追い払い等を行う ・必要に応じ、職員が出動して追い払い等を行う ・S群の広域的な追い払い方法に関して、県、周辺市町等と検討し、実行する ・住民に、追い払い器具(エアガン、パチンコ等)の貸出、配布を行う <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会回覧等で野猿出没に関する注意喚起を行う 	<p>[加害個体捕獲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、わな猟免許を保持した職員により加害個体の捕獲を実施する <p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群の個体数及び被害状況等を考慮し、必要に応じて個体数調整の実施を検討する 	<p>[追い上げ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野猿の泊まり場の解消を、生態等に関して専門的な知識を有する県の主導のもとで行い、最終的には被害が発生しない地域に群れの行動域を移動させることを目指す <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会回覧等で、野猿への餌やり禁止の啓発、人家周辺の果樹の早期収穫の啓発等
H	3 ～ 4	小田原市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊による追い払いの実施 ・猟友会による監視・追い払いの実施 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページでサル の位置情報を提供 	<p>[加害個体捕獲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には捕獲 <p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(生活被害・人身被害軽減のための個体数調整)を実施し、群れの加害レベルの低下に努める <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「群れ捕獲」など、住民への被害をなくす抜本的な方策についての検討を進める 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者、住民への協力の呼びかけ
		真鶴町	<p>[追い払い等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、連絡があれば追い払いを行っていく また、石名坂付近においてはサルがいらないか確認して通行する 	<p>[加害個体捕獲]</p> <ul style="list-style-type: none"> 今のところ予定はないがサルによる被害が深刻化した場合は猟友会による捕獲も検討 	—
P 1	4 ～ 5	湯河原町	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員等追い払い員の配置7人 230日巡回予定 ・職員による追い払いを実施 	<p>[加害個体捕獲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には捕獲 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発を実施 ・耕作放棄地の解消推進
T 1	3 ～ 4	湯河原町	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員等追い払い員の配置7人 230日巡回予定 ・職員による追い払いを実施 	<p>[加害個体捕獲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には捕獲 <p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害防止を目的とした、加害レベルを低減させるまでの個体数調整の実施 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発を実施 ・耕作放棄地解消の推進

イ 丹沢地域個体群

群れ名	加害レベル	市町村名	被害防除対策	個体数管理	生息環境管理
ダム サイト	3	相模原市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いの強化 委託による追い払いの実施(日数増) ・自主防衛組織による追い払いの実施 ・猟友会による追い払いの実施 ・JA 津久井郡への情報提供 → 農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・ニホンザル対策のための防護柵の補助率増加の検討 	—	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去の啓発
		愛川町	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員 1 人(必要に応じて) ・職員による追い払い ・地域住民による自主的な追い払い ・地域住民に対する追い払い研修会等の実施 ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 <p>[被害調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集についてその方法の回収率向上について検討する <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人防除柵の設置推進のため、広報及び地域説明会等での積極的なPRを行う <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、個体数も少なく、大きな被害は出ていないものの、被害が大きくなった場合、積極的に追い払いを行うこととなるが、その際、相模原市と調整を行いながら、追い払う方向の検討を行い、協力しながら推進していく 		<p>[加害個体捕獲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害個体が現れた場合には捕獲の実施
ダム サイト 分裂	3 ～ 4	相模原市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いの強化 委託による追い払いの実施(日数増) ・自主防衛組織による追い払いの実施 ・猟友会による追い払いの実施 ・JA 津久井郡への情報提供 → 農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・ニホンザル対策のための防護柵の補助率増加の検討 	<p>[加害個体捕獲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害群の捕獲 目標頭 20 頭 ・捕獲効率を上げるためにはこわな捕獲の他麻酔銃捕獲も実施 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去の啓発

川弟	2	愛川町	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員 1 人 121 日巡回 ・職員による追い払い ・地域住民による自主的な追い払い ・地域住民に対する追い払い研修会等の実施 ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・個人防除柵の設置推進のため、広報及び地域説明会等での積極的なPRを行う <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、大きな被害は出ていないものの、被害が大きくなった場合、積極的に追い払いを行うこととなるが、その際、清川村と調整を行いながら、追い払う方向の検討を行い、協力しながら推進していく 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害個体が現れた場合には捕獲の実施 	<p>[生息環境整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 ・森林整備の実施(半原地区、田代地区) <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発
		清川村	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払いを継続実施(通年) ・定期巡回の実施(通年) ・電気柵や防護ネット等の補助及び補助制度の周知 ・音波式追い払い器による追い払いの実施(継続) 	—	<p>[生息環境整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する。
川弟 分裂	1 ～ 2	愛川町	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員 1 人 121 日巡回 ・職員による追い払い ・地域住民による自主的な追い払い ・地域住民に対する追い払い研修会等の実施 ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・個人防除柵の設置推進のため、広報及び地域説明会等での積極的なPRを行う <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、大きな被害は出ていないものの、被害が大きくなった場合、相模原市及び清川村と調整を行いながら、追い払う方向等の検討を行い、協力しながら推進していく 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害群の全頭捕獲を目指す ・行動域が相模原市及び清川村に広がっていることから、捕獲について調整を行いながら実施する 	<p>[生息環境整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 ・森林整備の実施(半原地区) <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発
		清川村	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払いを継続実施(通年) ・定期巡回の実施(通年) ・電気柵や防護ネット等の補助及び補助制度の周知 	新たな加害群として、捕獲を実施する	観光地周辺のゴミなどの誘引物撤去指導等を継続して要請する

経ヶ岳	3 ～ 4	厚木市	<p>[追い払い] 一定方向に向けた通年の組織的な追い払い ・追い払い員2人 359 日巡回 ・地区追い払い隊 25 人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 ・地域住民 11 地区</p> <p>[追い上げ] 銃器による群れの追い上げ</p> <p>[獣害防護柵] 電気柵の保守点検 L=9,046m(荻野、小鮎地区)</p>	<p>[個体数調整] 生活及び人身被害防止 ・捕獲予定数 30 頭 ・個体数調整対象個体の性年齢区分の見直し</p>	<p>[誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発</p>
鳶尾	3 ～ 4	厚木市	<p>[追い払い] 一定方向に向けた通年の組織的な追い払い ・追い払い員2人 360 日巡回 ・地区追い払い隊 29 人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 ・地域住民 13 地区</p> <p>[追い上げ] 銃器による群れの追い上げ</p>	<p>[個体数調整] 生活及び人身被害防止 ・捕獲予定数 38 頭 ・個体数調整対象個体の性年齢区分の見直し</p>	<p>[誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発。 [森林整備の実施] ・林縁部の伐採等実施 棚沢地区 18.0ha</p>
		愛川町	<p>[追い払い] ・サル移動監視員 1 人 244 日巡回 ・職員による追い払い ・地域住民に対する追い払い研修会等の実施 ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施</p> <p>[柵] ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・個人防除柵の設置推進のため、広報及び地域説明会等での積極的なPRを行う</p>	<p>[個体数調整] ・生活被害・人身被害軽減のための捕獲の実施 ・厚木市と調整を行いながら実施 ・厚木市との調整となるが、分裂のリスクを負った捕獲(個体)も検討したい ・これらを効率的に行うため、県央地域県政総合センター環境調整課による、市町間の調整を行っていくことが望ましい</p>	<p>[生息環境整備] ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 ・森林整備の実施(八菅山地区) [誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発</p>
煤ヶ谷	3 ～ 4	厚木市	<p>[追い払い] 一定方向に向けた通年の組織的な追い払い ・追い払い員2人 359 日巡回 ・地区追い払い隊 37 人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 ・地域住民 7地区</p> <p>[追い上げ] 銃器による群れの追い上げ</p> <p>[獣害防護柵] 電気柵の保守点検 L=16,244m(日向群との計、小鮎、玉川、森の里地区)</p>	<p>[個体数調整] 生活及び人身被害防止 ・捕獲予定数 19 頭 ・個体数調整対象個体の性年齢区分の見直し</p>	<p>[誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発</p>
		清川村	<p>・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払いを継続実施(通年) ・定期巡回の実施(通年) ・電気柵や防護ネット等の補助及び補助制度の周知</p>	—	<p>民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する</p>

		伊勢原市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な追い払いの方法の検討と実施(成瀬地区) ・出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・厚木市と連携した追い払いの実施 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) ・携帯メールでのサル的位置情報を提供 ・自衛組織の設置を検討 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活被害・人身被害軽減のための個体数調整を、厚木市と連携して実施 <p>捕獲予定数:未定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整対象個体の性年齢区分の見直し <p>[加害個体捕獲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害を発生させる恐れのある場合には捕獲を検討 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・生息域内の企業施設内による餌付け等の禁止を周知徹底 <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業被害地の調査(診断)実施
日向	3 ～ 4	厚木市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 ・地区追い払い隊 28人 <p>[獣害防護柵]</p> <p>電気柵の保守点検</p> <p>L=16,244m(煤ヶ谷群との計、玉川地区)</p>	<p>[個体数調整]</p> <p>分裂による被害拡大防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲予定数 10頭 	<p>[誘引物除去]</p> <p>農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発</p>
		伊勢原市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払いの実施(大山地区:大山、子易、高部屋地区:日向、上粕屋) 〈大山〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) 〈高部屋〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・厚木市と連携した組織的追い払いを実施 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛組織の設置を検討(大山地区・高部屋地区) ・携帯メールでのサル的位置情報提供 	<p>[個体数調整]</p> <p>群れの頭数が年々増加し、被害の範囲も拡大し、分裂の可能性も高くなっていることから、群れ分裂による被害拡大防止のための個体数調整を実施する</p> <p>捕獲予定数:未定</p> <p>[加害個体捕獲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害を発生させる恐れのある場合には捕獲を検討 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底 <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大山地区、高部屋地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高部屋地区、大山地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める

大山	3 ～ 4	秦野市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い員 4 名通年出動、330 日／年(518 人日)予定(秦野・伊勢原ニホンザル広域対策協議会) ・職員 30 回出動予定 ・組織的追い払い 30 回予定(※子易群との合計) ・農家や市民からの情報を丹念に収集し、被害軽減対策に反映させる ・伊勢原市と連携した効果的な追い払いを実施する ・新たな追い払い方法の導入を検討する <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ等でサルの位置情報を提供する ・広報等を利用したサル対策を周知する ・食害を防止するためのネット等の自衛策を農家および市民農園利用者に啓発していく ・GISを活用する 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活被害・人身被害軽減のための個体数調整の実施(大山群頭数未定) ・伊勢原市と連携し効果的・効率的な捕獲を行う ・大型捕獲檻による捕獲を検討する ・電殺器を用いた殺処分を検討する 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ、JAホームページ等を活用した、生ゴミの持ち帰り、餌付け禁止の啓発活動をする ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動をする ・野菜残渣の埋設を励行する ・放任果樹の適正管理を指導する <p>[侵入防止策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・侵入路となる場所にネット等の障害物を設置 ・センサーカメラにより侵入路の特定を急ぐ <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査とともに周辺の耕作放棄地・残渣の放置・放任果樹、侵入路、泊まり場等についての情報収集を行う
		伊勢原市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払いの実施(大山地区:大山、子易、比々多地区:三ノ宮、坪ノ内、善波)〈大山〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施)〈比々多〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・秦野市と連携した組織的追い払いを実施 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) ・自衛組織の設置を検討(大山地区・比々多地区) ・携帯メールでのサルの位置情報提供 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定方向に向けた通年の組織的な追い払いを実施しても農業被害が減らず、農地依存の状態が変わらず、生活被害・人身被害が起きているため、生活被害・人身被害軽減のための個体数調整を、秦野市と連携して実施する 捕獲予定数:未定 <p>[加害個体捕獲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害を発生させる恐れのある場合には捕獲を検討 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底 <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大山地区、比々多地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める
丹沢湖	2 ～ 3	山北町	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町広報等で被害届の提出を促進し、被害実態の把握をする ・農地管理者による監視の強化をする ・追い払いのためロケット花火を配付し、農地管理者と地域住民が一体になり追い払いを行う。 ・町単独事業私設柵設置に係る資材購入費の補助事業に電気柵を追加設置の推進及び設置技術の指導と助言の推進をする 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害を発生又は発生させる恐れがある場合、足柄上地区有害鳥獣被害対策協議会と連携し検討を行う 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝地帯の管理をする ・農地をえさ場にならないため早期収穫及び取残し農作物の除去を徹底する ・人家に近づけさせないため周辺果樹の早期収穫及び取残し果樹の撤去を徹底する

子易	2 ～ 3	秦野市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い員 4 名通年出動 330 日/年(518 人日) 予定(秦野・伊勢原ニホンザル広域対策協議会) ・職員 30 回出動予定 ・組織的追い払い 30 回予定(※大山群との合計) ・農家や市民からの情報を丹念に収集し、被害軽減対策に反映させる ・伊勢原市と連携した効果的な追い払いを実施する ・新たな追い払い方法の導入を検討する <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ等でサル の最新位置情報を提供する ・広報等を利用したサル対策を周知する ・GISを活用する 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害群及び加害集団の捕獲を実施 ・全頭捕獲の実施(子易群全 13 頭) ・伊勢原市と連携し効果的・効率的な捕獲を行う ・銃器及び大型捕獲檻による捕獲を検討する ・電殺器を用いた殺処分を検討する 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ、JAホームページ等を活用した、生ゴミの持ち帰り、餌付け禁止の啓発活動をする ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動をする ・野菜残渣の埋設を励行する ・放任果樹の適正管理の指導をする ・荒廃農地の解消、林地の除間伐を励行する <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査とともに周辺の耕作放棄地・残渣の放置・放任果樹、侵入路、泊まり場等についての情報収集を行う
		伊勢原市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払いの実施(大山地区:大山、子易、比々多地区:三ノ宮、坪ノ内、善波)(大山) 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・〈比々多〉 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・秦野市と連携した組織的追い払い <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) ・自衛組織の設置(大山地区・比々多地区) ・携帯メールでのサルの位置情報提供 	<p>[個体数調整]</p> <p>第3次計画における新たな加害群及び加害集団として、「生息確認ができなくなるまで」または「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」捕獲を、秦野市と連携して実施する</p> <p>捕獲予定数:13頭</p>	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底 <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大山地区、比々多地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める
片原	2 ～ 3	厚木市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い ・地域住民 1 地区 <p>[獣害防護柵]</p> <p>電気柵の保守点検 L=1,852m(小鮎地区)</p>	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害集団としてはこわな及び麻醉銃での全頭捕獲を行う 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発
		清川村	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払いを継続実施(通年) ・定期巡回の実施(通年) <p>[獣害防護柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵や防護ネット等の補助及び補助制度の周知 	<p>[個体数調整]</p> <p>新たな加害群として、銃器及びはこわなでの全頭捕獲を行う</p>	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する

半原	0 ～ 1	厚木市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定方向に向けた通年の組織的追い払い ・追い払い員2人 360日巡回 ・地区追い払い隊 25人 ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 ・地域住民 11地区 <p>[獣害防護柵]</p> <p>電気柵の保守点検 L=7,363m(荻野地区)</p>	<p>[個体数調整]</p> <p>新たな加害集団としてはこわな及び麻酔銃での全頭捕獲を行う</p>	<p>[誘引物除去]</p> <p>農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発</p>
		愛川町	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員 1人 121日巡回 ・職員による追い払い ・地域住民による自主的な追い払い ・地域住民に対する追い払い研修会等の実施 ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・個人防除柵の設置推進のため、広報及び地域説明会等での積極的なPRを行う <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、個体数も少なく、大きな被害は出ていないものの、被害が大きくなった場合、厚木市と調整を行いながら、追い払う方向等の検討を行い、協力しながら推進していく 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況により、新たな加害集団捕獲の実施 ・生息域が厚木市にも係ることから、調整を行いながら実施する 	<p>[生息環境整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 ・森林整備の実施(半原地区、田代地区) <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発
高森 集団	未判定	厚木市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害集団としてはこわな及び麻酔銃での全頭捕獲を行う 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発
		伊勢原市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な追い払い方法の検討と実施(成瀬地区) ・出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・厚木市と連携した追い払いを実施 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) ・携帯メールへのサルの位置情報を提供 ・自衛組織の設置を検討 	<p>[個体数調整]</p> <p>第3次計画における新たな加害群及び加害集団として、「生息確認ができなくなるまで」または「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」捕獲を、厚木市と連携して実施 捕獲予定数:3頭</p>	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・生息域内の企業施設内による餌付け等の禁止を周知徹底 <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業被害地の調査(診断)実施

ウ 南秋川地域個体群

K 1	3	相模原市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いの強化 委託による追い払いの実施(日数増) ・自主防衛組織による追い払いの実施 ・猟友会による追い払いの実施 ・JA 津久井郡への情報提供 → 農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・ニホンザル対策のための防護柵の補助率増加の検討 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(分裂防止)による捕獲 目標頭数 10 頭 ・捕獲効率を上げるためにはこわな捕獲の他麻酔銃捕獲も実施 ・山梨県が実施している銃器による捕獲導入に向けての検討、捕獲個体判別講習の実施 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発
K 2	3		<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いの強化 委託による追い払いの実施(日数増) ・自主防衛組織による追い払いの実施 ・猟友会による追い払いの実施 ・平成 26 年度に相模川以南への出没が初めて確認された。鳥獣被害防除対策専門員等と連携した調査等による状況把握に努め、南下防止の取組を検討、実施する。 ・JA 津久井郡への情報提供 → 農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・ニホンザル対策のための防護柵の補助率増加の検討 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(分裂防止)による捕獲 目標頭数 30 頭 ・捕獲効率を上げるため麻酔銃捕獲及び囲いわなの実施 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発
K 3	3		<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いの強化 委託による追い払いの実施(日数増) ・自主防衛組織による追い払いの実施 ・猟友会による追い払いの実施 ・JA 津久井郡への情報提供 → 農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・ニホンザル対策のための防護柵の補助率増加の検討 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(分裂防止)による捕獲 目標頭数 25 頭 ・捕獲効率を上げるためにはこわな捕獲の他麻酔銃捕獲も実施 ・山梨県が実施している銃器による捕獲導入に向けての検討、捕獲個体判別講習の実施 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去の啓発
K 4	2 ～ 3		<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いの強化 委託による追い払いの実施(日数増) ・猟友会による追い払いの実施 ・JA 津久井郡への情報提供 → 農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・ニホンザル対策のための防護柵の補助率増加の検討 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(分裂防止等)による捕獲 目標頭数 20 頭 ・捕獲効率を上げるためにはこわな捕獲の他麻酔銃捕獲も実施 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去の啓発

エ その他

対象	地域	被害防除対策	個体数管理	生息環境管理
ハナレザル オスグループ	計画対象 区域全域	<ul style="list-style-type: none"> ・追い払いの実施 ・住民、農業者への注意喚起 	農林業被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払い等の被害防除を実施しても被害を防止できない場合は、加害個体捕獲	—

資 料

1 平成 26 年度 事業実施結果

- (1) 群れ別実施状況
- (2) 市町村別追い払い実施結果
- (3) 年度別捕獲数
- (4) 個体数調整による捕獲個体等の内訳

2 平成 26 年度 被害状況

- (1) 農作物被害の市町村別内訳
- (2) 自家用農地の被害面積
- (3) 生活・人身被害の市町村別内訳

3 個体数調整について

- (1) 対象個体の取り扱い一覧
- (2) 経ヶ岳群・鳶尾群・煤ヶ谷群における個体数調整対象個体

1 平成 26 年度 事業実施結果

(1) 群れ別実施状況

地域 個体 群名	群 れ名	加 害 レ ベル	被害防除対策	個体数調整	生息環境整備
西 湘	S	4 ～ 5	<p>《主な実績》 〔南足柄市〕 ・市、野猿対策協議会による追い払い ・鳥獣被害防除対策専門員を含め、他 市町村との合同で追い払い追上げ検 討会を実施 〔小田原市〕 ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会 追い払い隊による追い払い(構成員 22 人、3,127 時間の巡回) ・猟友会による監視・追い払い 365 日 (構成員 8 人、各日2名)体制 ・12 月に、大窪地区の 7 自治会に電動 ガンを貸し出し、住民自らも追い払いを 行う体制を整えた ・電気柵の機能強化工事実施: 1,375m (早川地区) 〔箱根町〕 ・野猿監視、追い払い業務をシルバー 人材センターへ委託。1 日 2 人体制で 平日の 7:30～16:30 実施 ・職員1回出動 ・住民への、追い払い器具(パチンコ 等)の貸出、配布 ・自治会回覧で、野猿出没に関する注 意喚起を行った</p>	<p>《主な実績》 〔小田原市〕 〔加害個体捕獲〕 【はこわな】 ・オス 9 頭 ・メス 5 頭 板橋・入生田地区で 実施(入生田は捕獲 実績なし) 【銃器】 ・実績なし 板橋地区で実施 〔箱根町〕 〔加害個体への対応〕 ・町職員1名がわな猟 免許を取得</p>	<p>《主な実績》 〔南足柄市〕 〔誘引物除去〕 ・相談のあった市民 に対して花火の貸 出、使い方を指導 ・人家周辺の果樹等 の早期収穫等の啓発 活動(猿の対策リーフ レットの配付) 〔小田原市〕 〔誘引物除去〕 ・協議会の研修会等 で、農地管理の徹底 や収穫物を残さない ようにすること等を周 知し、啓発した ・出没地域の自治会 長や住民と被害対策 に係る打ち合わせを 行い、連携・報告体 制を整えた ・広報誌に、餌になる ようなものを戸外に置 かないこと等の対策 を掲載し啓発した ・板橋地区の一部 で、柿の木がある住 宅等の場所等をチェ ックした 〔箱根町〕 〔誘引物除去〕 ・学校施設敷地内等 の果樹等の早期収穫 及び除去について、 野猿パトロール隊か ら指導した ・自治会回覧等で、 野猿への餌やり禁止 の啓発、人家周辺の 果樹の早期収穫等の 啓発を行った</p>
			<p>《成果》 〔南足柄市〕 ・鳥獣被害防除対策専門員を含めた現 地検討会の実施により、被害が軽減さ れた 〔小田原市〕 ・農地及び市街地において、監視・追 い払いを実施したこと(実施の有無によ る効果測定は困難) 〔箱根町〕 ・平成 21 年度から継続して行っている 監視、追い払いにより、住民からの生活 被害通報は減少傾向にある 《問題点》 〔南足柄市〕 ・追い払いの人手不足 ・追い払いでは私有地に入りにくく、エ アガンや花火も市街地での使用が制限 されるため、効果的な追い払いがおこ なえない</p>	<p>《成果》 〔小田原市〕 ・加害個体3頭を殺処 分 ※他は学習放獣 《問題点》 〔南足柄市〕 ・S群の個体数は比較 的安定しており、大幅 な増減は無い 〔小田原市〕 ・人を恐れず、威嚇、 人家侵入、屋内の物 品の略奪等を繰り返 し、日暮れから深夜、 早朝にかけて住宅の ベランダや屋根で騒ぐ など加害レベルが非 常に高い。小中学校 にも頻繁に出没する</p>	<p>《成果》 〔南足柄市〕 ・被害地区の自治会 に猿の対策リーフレ ットの配付をすること により、住民の意識を 高めることができた 〔小田原市〕 ・農業者への啓発が 図られた ・出没地域の地元自 治会との連携が図ら れた 《問題点》 〔南足柄市〕 ・人手不足により、定 期的なサル出没地域 の巡回が難しい ・地域の追い払い隊 も人手不足、消極的</p>

		<p>[小田原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺に長期間滞在し、日暮れから深夜、早朝にかけて屋根やベランダで騒ぐなどするため、対策が相当困難 ・市街地では、煙火を使用すると苦情がくることもあり、追い払いが困難 ・追い上げについては、持続可能な対策であるから、目的地、追い上げ方向について県・関係市町での更なる検討が必要 ・追い払いや追い上げ等の対策では限界があり、長年被害が継続しているため、大窪地区自治会長等からは、その場凌ぎの追い払いではなく、抜本的な対策を求められている <p>[箱根町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野猿パトロール隊業務時間以外の対応 ・現在使用しているエアガンでは野猿が慣れてしまい、追い払いが困難となっている ・住宅地が活動エリアの中心になっており、民家の屋根が泊まり場になるなど慢性的な被害が発生している ・住民、観光客への威嚇及び物品の略奪の被害も依然として続いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋地区で延べ 11 回学習放獣したもの、繰り返し板橋地区に戻ってしまい、学習の効果が現れない ・長期間市街地周辺に滞在する群れであるため、地域の住民の疲労や恐怖感は年々高まっており、住民からは抜本的な対策を求められている 	<p>になっており、巡回が難しい</p> <p>[小田原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺の農地でも、農業者の高齢化や後継者不足等により、管理が十分に出来ない農地や耕作放棄地が増加している ・市街地の空き家に夜間滞在することも多々あるため、農業的な環境整備のみでは対策が不可能 <p>[箱根町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯本山崎地区、前田地区の果樹園が野猿の餌場となっているが改善が難しい
H	3 ～ 4	<p>《主な実績》</p> <p>[小田原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会 追い払い隊による追い払い(平成 26 年構成員 22 人、3,127 時間の巡回) ・猟友会による監視・追い払い 365 日(構成員 8 人、各日 2 名)体制 ・電気柵の機能強化工事実施: 1,375m(早川地区) <p>[真鶴町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴム弾や花火による追い払い(役場 10 回、猟友会 60 回) ・JA による農家へのネット貸し出し ・毎朝スクールバス運転手によるチェック(サル頻出地域がスクールバスの通路であるため) 	<p>[加害個体捕獲]</p> <p>【はこわな】4/1～7/13</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし <p>江之浦・根府川・早川地区で実施</p> <p>[個体数調整(生活被害・人身被害軽減)]</p> <p>【はこわな】7/14～3/31</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オス 4頭 <p>江之浦・根府川地区で実施</p>	<p>《主な実績》</p> <p>[小田原市]</p> <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の研修会等で、農地管理の徹底や収穫物を残さないようにすること等を周知し、啓発した ・広報誌に、餌になるようなものを戸外に置かないよう掲載し啓発した ・根府川・江之浦境の泊まり場と思われる場所の草刈、伐採等を実施した
		<p>《成果》</p> <p>[小田原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地及び市街地において、監視・追い払いを実施した(実施の有無による効果測定は困難) <p>《問題点》</p> <p>[小田原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者が、電気柵等の費用のかかる対策に積極的ではない ・煙火の効果が薄れてきている ・一定方向への追い払いの実施が困難である ・追い上げについては、持続可能な対策であるから、目的地、追い上げ方向について県・関係市町での更なる検討が必要 <p>[真鶴町]</p> <p>広範囲での目撃情報があり、特に民家周辺及び通学路に対しての対策が重要である。またミカン被害が最大の問題であるため、対策等を検討し、被害拡大を防ぐことが課題となる</p>	<p>《問題点》</p> <p>[小田原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群れの加害レベルが高く、特に農業被害が頻発しているため、引き続き個体数調整を実施し、加害レベルの低下を図る必要がある 	<p>《成果》</p> <p>[小田原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者への啓発が図られた <p>《問題点》</p> <p>[小田原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高齢化や後継者不足、被害が減らないことによる耕作意欲の低下等のため、管理が十分でない農地、耕作放棄地が増加している ・泊まり場潰しの実施には相当な労力がかかるが、泊まり場は相当数有り、海岸線の農地沿いにスライドするだけである

P 1	4 ～ 5	<p>《主な実績》 〔湯河原町〕 ・猟友会員等追い払い員 256.5人/日巡回 ・職員31回出動 (T1群との合計)</p>	<p>《主な実績》 〔湯河原町〕 〔加害個体捕獲〕 捕獲できず</p>	<p>《主な実績》 〔湯河原町〕 ・人家周辺の果樹の 早期収穫等の啓発 活動 ・野菜残さの埋設励 行</p>	
		<p>[成果] 〔湯河原町〕 ・追い払いの実施により、農地及び人 家への出没数が減少した ・鳥獣被害防除対策専門員の助言によ り、効果的な追い払いが行えた</p> <p>〔問題点〕 〔湯河原町〕 ・平日の追い払いの人手不足 ・猟友会員の高齢化</p>	<p>《問題点》 〔湯河原町〕 ・人家侵入、商店の物 品を盗む等の被害が 出ている ・5月以降通報自体は 減っているが、熱海と の境に以前出没して おり、何時戻って来る か分からない</p>	<p>[成果] 〔湯河原町〕 ・地域ぐるみのサル 対策が推進された</p> <p>《問題点》 〔湯河原町〕 ・放棄果樹がサルの 餌になっている</p>	
T 1	3 ～ 4	<p>《主な実績》 〔湯河原町〕 ・猟友会員等追い払い員 256.5人/日巡回 ・職員31回出動 (P1群との合計)</p>	<p>《主な実績》 〔湯河原町〕 〔加害個体捕獲〕 ・捕獲できず 〔個体数調整〕 ・1頭</p>	<p>《主な実績》 〔湯河原町〕 〔誘引物除去〕 ・人家周辺の果樹の 早期収穫等の啓発 活動 ・野菜残さの埋設励 行</p>	
		<p>[成果] 〔湯河原町〕 ・追い払いの実施により、農地及び人 家への出没数が減少した ・鳥獣被害防除対策専門員の助言によ り、効果的な追い払いが行えた</p> <p>《問題点》 〔湯河原町〕 ・平日の追い払いの人手不足 ・猟友会員の高齢化</p>	<p>《問題点》 〔湯河原町〕 ・依然として市街地へ の出没が確認されて おり、人身被害のおそ れが大きい ・人家侵入、商店の物 品を盗む等の被害が 出ている</p>	<p>[成果] 〔湯河原町〕 ・地域ぐるみのサル 対策が推進された</p> <p>《問題点》 〔湯河原町〕 ・放棄果樹がサルの 餌になっている</p>	
丹 沢 域 個 体 群	ダ ム サ イ ト	3	<p>《主な実績》 〔相模原市〕 ・相模原市シルバー人材センターに業 務委託し監視、必要の都度追い払いを 実施 委託日数 260日 委託期間 6月～翌年3月 ・自主防衛組織による追い払いの実施 ・JA 津久井郡への情報提供 →農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・地域住民による自主的な追い払い</p> <p>〔愛川町〕 ・サル移動監視員による追い払い(出没 時のみ) ・被害情報の収集について、愛川町有 害鳥獣対策協議会により、被害調査用 紙の配布を開始 ・個人防除柵の補助率及び上限額の 引き上げ</p>	—	<p>《主な実績》 〔相模原市〕 ・被害現場において、 放棄、取残し農作物 等誘引物の除去の啓 発</p>

		<p>《成果》 〔相模原市〕 ・追い払いによる被害の減少 ・防護柵の設置による被害軽減</p> <p>《問題点》 〔相模原市〕 ・行動域が愛川町におよぶため、関係市町村での連携が必要</p> <p>〔愛川町〕 ・いまだ被害報告が少なく被害実態の把握が困難 ・個人防除柵の設置者が少ない ・神奈川県立あいかわ公園内にも出没しているため、人慣れが進むことが心配される</p>	—	<p>《問題点》 〔相模原市〕 ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・被害報告の減少(諦め)</p> <p>〔愛川町〕 ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要である</p>
ダム サイト 分裂	3 ～ 4	<p>《主な実績》 〔相模原市〕 ・相模原市シルバー人材センターに業務委託し監視、必要の都度追い払いを実施 委託日数 260日 委託期間 6月～翌年3月</p> <p>・自主防衛組織による追い払いの実施 ・猟友会による追い払いの実施 ・職員による追い払いの実施 ・JA津久井郡への情報提供 →農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付</p>	<p>《主な実績》 〔相模原市〕 ・新たな加害群の捕獲 ・業者(EGO)による捕獲を実施</p> <p>目標頭数 19頭 捕獲頭数 6頭 処分 6頭 放獣 0頭</p>	<p>《主な実績》 〔相模原市〕 ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去の啓発</p>
		<p>〔成果〕 〔相模原市〕 ・追い払いによる被害の減少 ・防護柵の設置による被害軽減</p> <p>〔問題点〕 〔相模原市〕 ・業者の勤務時間を把握してしまい勤務前後や休憩時間に被害が発生</p>	<p>〔問題点〕 〔相模原市〕 ・行動域の変化で捕獲数が少ない</p>	<p>〔問題点〕 〔相模原市〕 ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・被害報告の減少(諦め)</p>
川 弟	2	<p>《主な実績》 〔相模原市〕 ・自主防衛組織による追い払いの実施 ・猟友会による追い払いの実施 ・職員による追い払いの実施 ・防護柵等の補助金交付</p> <p>〔愛川町〕 ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出没した場合は追い払いを実施 ・サル移動監視員1人122日巡回 ・職員1回出動 ・地域住民による自主的な追い払い ・被害情報の収集について、愛川町有害鳥獣対策協議会により、被害調査用紙の配布を開始 ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・個人防除柵の補助率及び上限額の引き上げ</p> <p>〔清川村〕 ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払い(通年) 出動:4回 巡視:70回 ・電気柵や防護ネット等の補助 補助件数:5件 ・音波式追い払い器による追い払い</p>	—	<p>《主な実績》 〔愛川町〕 ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 半原地区 1,111m 〔清川村〕 ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を要請する</p>

		<p>《成果》 [相模原市] ・追い払いによる被害の減少 ・防護柵の設置による被害軽減 [清川村] ・出動記録により、出沒予察による巡回や出動が可能</p> <p>《問題点》 [相模原市] 行動域が愛川町と清川村におよぶため、関係市町村での連携が必要 [愛川町] ・いまだ被害報告が少なく被害実態の把握が困難 ・個人防除柵の設置者が少ない ・出沒場所周辺は人家が少ないため、地域一体となった追い払いができない状況である [清川村] ・出沒通報と追い払いに時間差が生じる ・情報収集の停滞化 (住民等からの通報が減っている) ・音波式追い払い器の効果検証ができていない</p>	—	<p>《問題点》 [相模原市] ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・被害報告の減少(諦め) [愛川町] ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている ・墓地の供え物なども誘引要因になっている ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要である ・耕作放棄地が山林化しサルの隠れ場所となっているため耕作放棄地対策も必要である。 [清川村] ・冬期の餌不足による生活圏への侵入 ・学習能力による生活圏侵入の習慣化</p>
川弟分裂	1 ～ 2	<p>《主な実績》 [愛川町] ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出沒した場合は追い払いを実施 ・サル移動監視員 1 人 122 日巡回 ・職員 1 回出動 ・地域住民による自主的な追い払い ・被害情報の収集について、愛川町有害鳥獣対策協議会により、被害調査用紙の配布を開始 ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・個人防除柵の補助率及び上限額の引き上げ [清川村] ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払い(通年) 出動:0回 巡視:11回 ・電気柵や防護ネット等の補助 補助件数:1件</p>	—	<p>《主な実績》 [愛川町] ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 半原地区 1,111m [清川村] 観光地周辺のゴミなどの誘引物撤去指導等を要請する</p>
		<p>《問題点》 [愛川町] ・いまだ被害報告が少なく被害実態の把握が困難 ・個人防除柵の設置者が少ない ・神奈川県立あいかわ公園内にも出沒しているため、人慣れが進むことが心配される ・出沒場所周辺は人家が少ないため、地域一体となった追い払いができない状況である [清川村] ・観光地のため、地域によっては銃器による追い払いが実施できない</p>	<p>《問題点》 [愛川町] ・川弟分裂群及び半原集団については、行動域が広く、わな設置場所が課題である</p>	<p>《問題点》 [愛川町] ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている ・墓地の供え物なども誘引要因になっている ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要である ・耕作放棄地が山林化しサルの隠れ場所となっているため耕</p>

				作放棄地対策も必要である 〔清川村〕 ・冬季の餌不足による生活圏への侵入 ・学習能力による生活圏侵入の習慣化
経ヶ岳	3	《主な実績》 〔厚木市〕 ・一定方向に向けた通年の組織的追い払い ・追い払い員 2人 359日巡回 ・地区追い払い隊 25人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 ・職員 44回出動 ・地域住民 11地区 ・電気柵の保守点検 L=9,046m(荻野、小鮎地区) ・本市ホームページでサルの位置情報を提供	《主な実績》 〔厚木市〕 ・分裂による被害拡大防止 許可頭数 10頭 捕獲頭数 26頭 処分 10頭 放獣 16頭	《主な実績》 〔厚木市〕 ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協広報誌等により啓発 ・林縁部の伐採等実施 飯山地区 6.57ha
	4	《問題点》 〔厚木市〕 ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい ・音を使用した追い払い活動が制限される地域が増えている	《問題点》 〔厚木市〕 ・行動域が住宅地付近まで拡大しており、人身被害が発生する恐れがある ・数日間分裂行動をとることが見られる	《問題点》 〔厚木市〕 ・林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている ・墓地の供え物なども誘引要因になっている
鳶尾	3	《主な実績》 〔厚木市〕 ・一定方向に向けた通年の組織的な追い払い ・追い払い員 2人 359日巡回 ・地区追い払い隊 29人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 ・職員 22回出動 ・地域住民 13地区 ・本市ホームページでサルの位置情報を提供 〔愛川町〕 ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出没した場合は追い払いを実施 ・サル移動監視員 1人 244日巡回 ・地域住民による自主的な追い払い ・被害情報の収集について、愛川町有害鳥獣対策協議会により、被害調査用紙の配布を開始 ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・個人防除柵の補助率及び上限額の引き上げ	《主な実績》 〔厚木市〕 生活及び人身被害防止 許可頭数 60頭 捕獲頭数 79頭 処分 48頭 放獣 31頭 〔愛川町〕 捕獲頭数 1頭	《主な実績》 〔厚木市〕 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 〔愛川町〕 ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 角田地区 1,704m 中津地区 500m 八菅山地区 830m 棚澤地区 498m ・森林整備の実施(八菅山地区)

		<p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払ってもすぐ戻ってくる。 ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい ・音を使用した追い払い活動が制限される地域が増えている <p>〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域一体となった追い払いを実施すべきだが、昼間は集落の人口が激減するため人員の確保が困難 ・いまだ被害報告が少なく被害実態の把握が困難 ・個人防除柵の設置者が少ない ・サルに限ったことではないものの、鳶尾群に対する地域住民の対策疲れやあきらめが増加している 	<p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域が住宅地付近まで拡大しており、人身被害が発生する恐れがある <p>〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲わなを複数箇所に設置しないと捕獲効率が上がらない ・わな設置箇所の選定が困難 ・威嚇行為が見られる ・現状の個体数調整において、モニタリング結果等を見ると、群サイズが目標頭数まで縮小する方向に向いているとは考えにくい ・捕獲できても、処分個体対象でない場合が多い ・錯誤捕獲を繰り返し続けられるほどの予算がない ・群の位置等の管理から考えると、分裂させるべきではないと考えられるが、鳶尾群の狭い行動エリアにおいて、分裂に対するリスクと加害に対するリスクを比較、判断し捕獲を行うべきである 	<p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている ・墓地の供え物なども誘引要因になっている <p>〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている ・墓地の供え物なども誘引要因になっている ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要である ・耕作放棄地が山林化しサルの隠れ場所となっているため耕作放棄地対策も必要である
片原	2 ～ 3	<p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施。 ・職員 3 回出動 ・地域住民 1 地区 ・電気柵の保守点検。 <p>L=1,852m(小鮎地区)</p> <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払い(通年) <p>出動:13 回 巡視:66 回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵や防護ネット等の補助補助件数:5件 	<p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <p>新たな加害集団の捕獲</p> <p>許可頭数 31 頭 捕獲頭数 4頭 処分 4頭</p> <p>〔清川村〕</p> <p>捕獲頭数:4頭</p>	<p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 ・林縁部の伐採等実施 <p>飯山地区 10.84ha</p> <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を要請する。
		<p>《成果》 〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出動記録により、出没予察による巡回や出動が可能 <p>〔問題点〕 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払ってもすぐ戻ってくる。 ・数頭での出没が多く、迅速な追い払いが難しい 	<p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接群との接触があり、注視が必要である <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はこわなによる事故発生の可能性(子供が多く住んでおり、遊び場に近い) ・行動域が行政界をまたいでいるため、銃器捕獲の実施日に管内にいないことが多い 	<p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期の餌不足による生活圏への侵入 ・学習能力による生活圏侵入の習慣化

煤 ヶ 谷	3	<p>《主な実績》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定方向に向けた通年の組織的な追い払い ・追い払い員 2人 359日巡回 ・地区追い払い隊 37人 <p>花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員 37回出動 ・地域住民 7地区 ・電気柵の保守点検。 <p>L=16,244m(日向群との計、小鮎、玉川、森の里地区)</p> <p>開口部対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6カ所 鳥獣駆逐装置設置 ・市ホームページでサル的位置情報を提供 <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払い(通年) <p>出動: 0回 巡視:49回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵や防護ネット等の補助 補助件数:5件 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員2人 週3日(火、水、木)7・8月は週4日(火、水・木・金) ・効果的な追い払い 〈成瀬地区)出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、夕方1回ずつ) ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置(成瀬地区高森:720m) 	<p>《主な実績》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分裂による被害拡大防止 <p>許可頭数 10頭 捕獲頭数 32頭 処分 8頭 放獣 24頭</p> <p>[伊勢原市]</p> <p>捕獲数0頭</p>	<p>《主な実績》</p> <p>[厚木市]</p> <p>農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発</p> <p>[清川村]</p> <p>民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を要請する</p> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行
	4	<p>《成果》</p> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった <p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい ・音を使用した追い払い活動が制限される地域が増えている <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の停滞化(住民等からの通報が減っている) <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生の恐れ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 	<p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域を住宅地付近に拡大しており、人身被害が発生する恐れがある ・数日間分派行動をとることが見られる <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭数減したが、いまだに生活被害や農作物被害あり ・依然として農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ、納屋への侵入がある 	<p>《成果》</p> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた <p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている ・墓地の供え物なども誘引要因になっている <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季の餌不足による生活圏への侵入 ・学習能力による生活圏侵入の習慣化 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息域の拡大が心配 ・果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサル誘引に繋がっている) ・生息域内の企業施設内による餌付け ・農家の高齢化による収穫労力の限界

日向	3 ～ 4	<p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <p>花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員 2 回出動 ・地区追い払い隊 28 人 ・電気柵の保守点検 <p>L=16,244m(煤ヶ谷群との計、小鮎、玉川、森の里地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部対策 6カ所 鳥獣駆逐装置設置 <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員2人 週3日(火、水、木)7・8月は週4日(火、水・木・金) ・個人的追い払い <p>〈大山地区) 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施)</p> <p>〈高部屋地区) 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施)</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の設置(日向地区:1580m)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、夕方1回ずつ) 	<p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分裂による被害拡大防止 <p>許可頭数 20 頭 捕獲頭数0頭 〔伊勢原市〕 捕獲頭数 20 頭</p>	<p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <p>農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発</p> <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底 ・大山地区で過去に実施した集落環境調査(診断)で挙げた課題の解決に取り組んだ(緩衝帯の整備、ヤブ刈り払い)
		<p>《成果》 〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった ・侵入防止柵を設置した農地は被害が減少した <p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払ってもすぐ戻って。 ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生の恐れ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 	<p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数日間分派行動をとることが見られる ・分派か不明群の存在が見られる <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭数増による生活被害や農作物被害の増加 ・行動域が南下傾向にあり、県道 611 号線より南に移動することが増えた(行動域の拡大) ・農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ納屋への侵入が増加してきた ・10頭前後が群れから離れて、別行動している ・殺処分したのはコドモが中心なので、捕獲を進めても被害が大きく減少することがない ・オトナメスが殺処分できないため、春になって出産を迎えれば、群れの頭数が回復してしまうおそれがある 	<p>《成果》 〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分などの取組意識が根付いてきた ・集落環境調査(診断)で挙げた課題の解決に取り組、緩衝帯の整備等を実施した <p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <p>林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている</p> <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息域の拡大が心配 ・果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサルやイノシシの誘引に繋がっている) ・林縁部の観光地における、ハイカー等の餌付けが心配 ・農家の高齢化による収穫労力の限界
大山	3 ～ 4	<p>《主な実績》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い員 4 名通年出動計 321 日/年(502 人日) <p>(秦野・伊勢原ニホンザル広域対策協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員 2 名 30 回出動 ・組織的追い払い 30 回出動(※子易群との合計) ・市ホームページによるモニタリング情報の提供 	<p>《主な実績》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活被害・人身被害軽減のための個体数調整の実施 <p>5 頭捕獲 〔伊勢原市〕 捕獲実績:5頭</p>	<p>《主な実績》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・野菜残渣の埋設励行 ・放任果樹園の管理指導 ・ハイキングコースでのエサやり禁止看板

	<p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員2人 週3日(火、水、木)7・8月は週4日(火、水・木・金) ・組織的追い払いの実施 比々多地区:3回延べ100名 ・個人的追い払い <p>〈大山地区〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施)</p> <p>〈比々多地区〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施)。また、地元農家に電波受信器を貸し出し、複数名で群れの位置観測と追い払いを実施してもらった</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の設置(比々多地区善波:約700m) ・希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、夕方1回ずつ) 		<p>設置</p> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底 <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坪ノ内地区で実施 坪ノ内地区(熊窪)で集落環境調査(診断)を行った ・大山地区で過去に実施した集落環境調査(診断)で挙げた課題の解決に取り組んだ(緩衝帯の整備、ヤブ刈り払い)
	<p>《成果》</p> <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレメリー受信器を活用した追い払いにより、行動範囲を正確に把握することができた ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった ・侵入防止柵を設置した農地は被害が減少した <p>〔問題点〕</p> <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家の兼業化が進むとtp/おもに市民農園的な利用も多く、地域における被害対策が進んでいない ・秦野への侵入経路が変わり、以前のような待ち伏せによる追い払いがしにくくなった。新しい経路の場合、すぐに秦野に侵入できてしまうため新たな追い払い手法が必要 ・林地と農地が隣接、または混在しているため、局所的な追い払いによる定着防止効果が発揮されにくく、防護柵等による被害軽減策を進める必要がある <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生の恐れ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 	<p>《問題点》</p> <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いによる国道横断による事故の発生が危惧されるとともに、奥山への追い上げが困難である。その間の群れの拡大を防ぐため、継続的な個体数調整を行う必要がある ・コドモサル・ワカモノサルの捕獲がほとんどである ・殺処分に係る負担が大きい ・他市の事例からもオトナザルのはこわなでの捕獲に難航していることから、大型捕獲檻による捕獲を検討する <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭数増による生活被害や農作物被害の増加 ・行動域が南下傾向にあり、国道246号線より南に移動することがある(行動域の拡大) ・農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ納屋への侵入が増加してきた ・殺処分したのはコドモが中心なので、捕獲を進めても被害が大きく減少することがない ・オトナメスが殺処分できないため、春になって出産を迎えれば、群れの頭数が回復してしまうおそれがある 	<p>《成果》</p> <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サルに注意するハイカーが増えた <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた ・集落環境調査(診断)を実施し、課題の抽出を行った。また、被害対策として緩衝帯の整備等を実施した <p>《問題点》</p> <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園利用者へのサル対策の周知が進んでいない ・野菜残渣の埋設励行の周知が進んでいない ・竹林・林地・農地が混在化しており、環境整備が進めにくい ・追い上げ最終生息地が必要 ・放任果樹園の適正な管理が進んでいない ・侵入経路は開口部であり障害物が何もないため侵入は容易である <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息域の拡大が心配 ・果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサルの誘引に繋がっている) ・林縁部の観光地における、ハイカー等の餌付け ・農家の高齢化によ

				る収穫労力の限界
丹沢湖	3	<p>《主な実績》 〔山北町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私設柵設置より被害防除を行なっている ・ロケット花火を配布し農地管理者や学校職員が追い払いを行なっている 	—	—
		<p>《問題点》 〔山北町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サルが頻繁に出没するため、住民の防除意識が希薄となり、被害届等による実態が得られない ・追い払い者の高齢化による人手が不足している 	—	<p>《問題点》 〔山北町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘引物撤去等の農地管理が不十分である
子易	2 ～ 3	<p>《主な実績》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い員 4 名 通年出動計 321 日 / 年 (502 人日) (秦野・伊勢原ニホンザル広域対策協議会) ・市職員 2 名 30 回出動 ・組織的追い払い 30 回出動 (※大山群との合計) ・市ホームページによるモニタリング情報の提供 〔伊勢原市〕 ・追い払い隊員 2 人 週 3 日 (火、水、木) 7・8 月は週 4 日 (火、水・木・金) ・効果的な追い払い (大山地区) 出没時随時 (追い払い隊員との連携により実施) (比々多地区) 出没時随時 (追い払い隊員との連携により実施)。また、地元農家に電波受信器を貸し出し、複数名で群れの位置観測と追い払いを実施してもらった 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の設置 (比々多地区善波:700m) ・希望者へメールにて群れの位置情報提供 (午前、夕方 1 回ずつ) 	<p>《主な実績》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新たな加害群集団」捕獲を実施 1 頭捕獲 〔伊勢原市〕 捕獲実績: 7 頭 	<p>《主な実績》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・野菜残渣の埋設励行 ・放任果樹園の管理指導 〔伊勢原市〕 ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底 〔集落環境調査〕 ・坪ノ内地区で実施 坪ノ内地区 (熊窪) で集落環境調査 (診断) を行った ・大山地区で過去に実施した集落環境調査 (診断) で挙げた課題の解決に取り組んだ (緩衝帯の整備、ヤブ刈り払い)
		<p>《成果》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレメトリー受信器を活用した追い払いにより、行動範囲を正確に把握することができた ・秦野への侵入回数が減少した ・農地への出没が減少した ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた 〔伊勢原市〕 ・追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった。 ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった ・侵入防止柵を設置した農地は被害が減少した <p>《問題点》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的な追い払いに限界があり、定着 	<p>《問題点》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市に滞在している間の捕獲可能な時期が 7 月・11 月・3 月とわずかの期間であるため、その時期に集中して捕獲をしなければならない ・捕獲により警戒心が強くなり、秦野市側への出没が少なくなったことから捕獲がはかどらない ・コドモサル・ワカモノサルの捕獲がほとんどである ・殺処に係る負担が大きい ・他市の事例からもオトナザルのはこわなでの捕獲に難航している 	<p>《成果》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の農林地において整備が進むなど、啓発指導の効果が現れている 〔伊勢原市〕 ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた ・集落環境調査 (診断) を実施し被害対策として緩衝帯の整備等を実施した <p>《問題点》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総体的に荒廃農地の解消、林地の整備が進まず、サル集団の移動、隠れ易い環境にある

		<p>防止に至っていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春・夏の農地に依存している ・地域住民による自衛的追い払い体制を整える必要がある ・効果的な対策を講じるため、接近警報システム等を検討する必要がある <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生の恐れ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 	<p>ことから、銃器及び大型捕獲檻による捕獲を検討する</p> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依然として生活被害や農作物被害が増加 ・行動域が北上傾向にあり、新たに大山地区子易方面北側(鈴川北側)での行動が頻繁になっている(行動域の拡大) ・農地周囲の民家、学校等施設の屋根やベランダ、納屋への侵入がある ・全頭捕獲に向けて、効果的な捕獲方法の検討、実施が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹園の適正管理が進んでいない ・生息地となる山林の整備が進んでおらず追い上げに至っていない ・日向群がテリトリーに侵入を繰り返すため行動域が変化している。今後、どのように変化するのか注意が必要 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息域の拡大が心配 ・果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサル誘引に繋がっている) ・林縁部の観光地における、ハイカー等の餌付け ・農家の高齢化による収穫労力の限界
半原	0 ～ 1	<p>《主な実績》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定方向に向けた通年の組織的追い払い ・追い払い員 2人 359日巡回 ・地区追い払い隊 25人 ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 ・職員 6回出動 ・地域住民 11地区 ・電気柵の保守点検 L=7,363m(荻野地区) <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出没した場合は追い払いを実施 ・サル移動監視員 1人 122日巡回 ・職員 1回出動 ・地域住民による自主的な追い払い ・被害情報の収集について、愛川町有害鳥獣対策協議会により、被害調査用紙の配布を開始 ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・個人防除柵の補助率及び上限額の引き上げ 	<p>《主な実績》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害集団の捕獲 許可頭数 23頭 捕獲頭数 0頭 	<p>《主な実績》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 <p>半原地区 1,111m</p>
		<p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・数頭での出没が多く、迅速な追い払いが難しい <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いまだ被害報告が少なく被害実態の把握が困難 ・個人防除柵の設置者が少ない ・出没場所周辺は人家が少ないため、地域一体となった追い払いができない状況である ・現在、個体数も少なく、被害も大きくないことから、第4次計画に向け、より多くの情報収集を行うことが必要 	<p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接群との接触があり、注視が必要である <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川弟分裂群及び半原集団については、行動域が広く、わな設置場所が課題である ・現在、個体数も少なく、被害も大きくないことから、第4次計画に向け、より多くの情報収集を行うことが必要 	<p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている ・墓地の供え物なども誘引要因になっている ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要である

				・耕作放棄地が山林化しサルの隠れ場所となっているため耕作放棄地対策も必要である
高森集団	未判定	<p>《主な実績》 〔厚木市〕 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施。 ・職員 47回出動 ・地域住民 1 地区 〔伊勢原市〕 ・追い払い隊員2人 週3日(火、水、木)7・8月は週4日(火、水・木・金) ・効果的な追い払い 〈成瀬地区〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・追い払い研修会の実施 〈成瀬地区〉 1回(7月実施) ・希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、夕方1回ずつ) ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置(成瀬地区高森:720m)</p>	<p>《主な実績》 〔厚木市〕 〔個体数調整〕 新たな加害集団の捕獲 許可頭数3頭 捕獲頭数0頭 〔伊勢原市〕 新たな加害群及び加害集団 捕獲実績:1頭</p>	<p>《主な実績》 〔厚木市〕 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発。 〔伊勢原市〕 ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行</p>
		<p>《成果》 〔伊勢原市〕 ・組織的追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった 《問題点》 〔厚木市〕 ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・住民からの通報による対応のため、迅速な追い払いが難しい ・飛びかかるような威嚇行動が見られる 〔伊勢原市〕 ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生の恐れ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足</p>	<p>《問題点》 〔伊勢原市〕 ・頭数減したが、いまだに生活被害や農作物被害あり ・依然として農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ、納屋への侵入がある ・頭数が少なく、電波発信器がついていないため、行動域の把握や捕獲が困難である</p>	<p>《成果》 〔伊勢原市〕 ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた 《問題点》 〔厚木市〕 林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている。 〔伊勢原市〕 ・生息域の拡大が心配 ・果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサルの誘引に繋がっている) ・生息域内の企業施設内による餌付け ・農家の高齢化による収穫労力の限界</p>

南 秋 川 地 域 個 体 群	K 1	3	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市シルバー人材センターに業務委託し監視、必要の都度追い払いを実施 委託日数 179 日 委託期間 7 月～翌年 3 月 自主防衛組織設立と追い払いの実施 猟友会による追い払いの実施 JA 津久井郡への情報提供 →農業者等への連絡 防護柵等の補助金交付 	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 個体数調整(分裂防止)を実施 目標頭数 10 頭 捕獲頭数 2 頭 処分 2 頭 放獣 0 頭 	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去の啓発
			<p>《成果》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 追い払いによる被害の減少 防護柵の設置による被害軽減 自主防衛組織の新設(0→1組織) 	<p>《成果》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 上野原市との連携による情報の共有化(捕獲状況等) <p>《問題点》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 行動域が広いため効率的な捕獲が困難 隣接県との捕獲方法の違い 	<p>《成果》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 追い払い実施により当地区以外での滞在期間が長くなり、被害が軽減 <p>《問題点》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 被害報告の減少(諦め)
	K 2	3	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市シルバー人材センターに業務委託し監視、必要の都度追い払いを実施 委託日数 260 日 委託期間 6 月～翌年 3 月 自主防衛組織設立と追い払いの実施 職員による追い払いの実施 JA 津久井郡への情報提供 →農業者等への連絡 防護柵等の補助金交付 新たな防除方法のモデル的導入(バリアトーン4台) 	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 個体数調整(分裂防止)を実施 目標頭数 20 頭 捕獲頭数 25 頭 処分 20 頭 放獣 5 頭 	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去の啓発
			<p>《成果》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防衛組織の増加(1組織の増加) <p>《問題点》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 頭数の増加による分派行動 行動域の拡大(相模川の南下) 追い払い花火への騒音苦情等 	<p>《成果》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 個体数調整による個体数の減少 <p>《問題点》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 行動域が広いため効率的な捕獲が困難 	<p>《問題点》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 被害報告の減少(諦め)
	K 3	3	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市シルバー人材センターに業務委託し監視、必要の都度追い払いを実施 委託日数 179 日 委託期間 7 月～翌年 3 月 自主防衛組織設立と追い払いの実施 猟友会による追い払いの実施 JA 津久井郡への情報提供 →農業者等への連絡 防護柵等の補助金交付 	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 個体数調整(分裂防止)を実施 目標頭数 20 頭 捕獲頭数 19 頭 処分 12 頭 放獣 7 頭 	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去の啓発
			<p>《成果》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 追い払いによる被害の減少 防護柵の設置による被害軽減 自主防衛組織の設立(0→1組織) <p>《問題点》</p>	<p>《成果》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 山梨県上野原市との連携による情報の共有化(捕獲状況等) <p>《問題点》</p>	<p>《問題点》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 被害報告の減少(諦め)

		[相模原市] ・高齢化等による自衛組織の設置困難な地域がある	[相模原市] ・隣接県との捕獲方法の違い	め)
K 4	2 ～ 3	《主な実績》 [相模原市] ・相模原市シルバー人材センターに業務委託し監視、必要の都度追い払いを実施 委託日数 179 日 委託期間 7 月～翌年 3 月 ・自主防衛組織設立と追い払いの実施 ・猟友会による追い払いの実施 ・JA 津久井郡への情報提供 →農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付	・個体数調整(分裂防止)を実施 目標頭数 10 頭 捕獲頭数 20 頭 処分 10 頭 放獣 10 頭	《主な実績》 [相模原市] ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去の啓発
		《成果》 [相模原市] ・追い払いによる被害の減少 ・防護柵の設置による被害軽減 《問題点》 [相模原市] ・高齢化等による自衛組織の設置困難な地域がある	《成果》 [相模原市] ・個体数調整による個体数の減少 《問題点》 [相模原市] ・分裂した可能性のある集団の捕獲(情報不足)	《問題点》 [相模原市] ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・被害報告の減少(諦め)

(2) 市町村別追い払い実施結果

(単位：日回)

地域個体群名	市町村名	群・ 集団名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
西湘	南足柄市	S	0	20	0	0	0	0	5	6
	小田原市※ 2	S、H	365 (2149.5h)	365 (2133.5h)	365 (2826h)	365 (2685h)	365 (2363h)	365 (2121h)	365 (1537h)	365 (3127h)
	箱根町	S	100	47	561	510	923	767	189	245
	真鶴町	T1、H	88	119	88	114	29	84	70	76
	湯河原町	T1、P1	79	193	216	366	263	275	222	231
	計		632 (2149.5h)	744 (2133.5h)	1,230 (2826h)	1,355 (2685h)	1,631 (2363h)	1,491 (2121h)	851 (1537h)	923 (3127h)
丹沢	相模原市	ダムサ イト、 ダム サイト 分裂	198	309	413	674	591	660	391	747
	厚木市	鷲尾、 経ヶ 岳、 煤ヶ 谷、 日向、 半原、 七 沢、 片原、 高森 集団	305	311	964	1,605	918	608	1,632	1,598
	愛川町	ダムサ イト、 川弟、 川弟 分裂、 鷲尾、 半原	157	210	282	247	189	323	249	245
	清川村	煤ヶ 谷、 片 原、 川弟、 川弟 分裂	63	54	91	89	73	51	118	213
	松田町		-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	丹沢湖	-	-	-	-	-	-	-	-
	秦野市	大山、 子易	40	134	160	154	350	464	468	702
	伊勢原市	大 山、 日 向、 子 易、 煤 ヶ 谷、 高 森 集 団	204	210	210	348	199	184	419	450
	計		1,009	1,228	2,120	3,117	2,149	2,290	3,277	3,955
南秋川	旧相模湖町	K1、K 2、K3、 K4	144	187	362	300	465	1,116	504	998
	旧藤野町		180	237	283	326	523			
	計		282	424	645	626	988	1,116	504	998
合 計		1,923 (2149.5h)	2,820 (2133.5h)	3,995 (2826h)	5,098 (2685h)	4,768 (2685h)	4,897 (2121h)	4,632 (1537h)	5,876 (3127h)	

※ 1 表中の数値は追い払い委託による巡視日数及び通報等による追い払い実施の出動回数の合計。

※ 2 小田原市は小田原市鳥獣被害防止対策協議会（旧野猿対策協議会）による追い払い出動時間を括弧内に外数で記載。

(3) 年度別捕獲数

目的	地域 個体 群名	群れ名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
加害 個体 捕獲	西湘	S	(1)	(1)	—	0	0(2)	—	1(3)	3(11)
		H	—	3	0(3)	—	1	—	—	—
		P 1	2(1)	1	0(1)	0	0	0	—	—
		T 1	—	—	2(3)	0	0	0	—	—
		ハナレザル	4	1	1(1)	—	—	1(2)	—	—
	丹沢	ダムサイト	—	—	5(3)	—	—	—	—	—
		川弟	—	—	—	1	—	—	—	—
		片原群	—	—	—	—	—	2(1)	—	—
		子易群	—	—	3(3)	—	—	—	—	—
		高森集団	—	—	1(4)	2(1)	3	—	—	—
	南秋川	ハナレザル	—	1	0	—	—	1	—	1
		K 2	—	—	0(4)	—	—	—	—	—
		K 3	—	—	0	1(1)	2(3)	—	—	—
		K 4	—	—	0	1	1	—	—	—
		不明	—	1	2	—	—	—	—	—
	計	6(2)	7(1)	14(22)	5(2)	7(2)	4(3)	1(3)	4(11)	
個体 数 調 整	西湘	H	—	—	—	—	—	—	0/19	4/16
		P 1	—	—	—	0/4	0/4	0/7	—	—
		T 1	—	—	—	0/4	0/8	2(2) /14	0(2) /15	1(1) /20
	丹沢	ダムサイト	—	—	—	6(1) /10	—	—	—	—
		ダムサイト 分裂	—	—	—	—	0/7	3(1) /35	3 /12	6 /19
		川弟分裂	—	—	—	—	—	2(6) /51	0/59	0/59
		経ヶ岳	3(1) /10	8(4) /10	10(1) /10	9(2) /15	10 /20	25(2) /25	10(47) /17	10(16) /10
		鳶尾	12(2) /30	40(9) /40	30(11) /30	24(4) /40	26(12) /30	50(21) /50	21(20) /49	49(33) /60
		煤ヶ谷	—	—	—	5(2) /10	9(4) /10	10(5) /10	9(7) /22	8(24) /10
		日向	—	—	—	—	—	—	—	20(20) /20
		大山	—	—	—	—	—	—	—	10(10) /10
		子易	—	—	—	—	—	4/20	10/23	8(2) /16
		片原	—	—	—	—	—	—	4/25	8/31
		半原	—	—	—	—	—	—	0/20	0/23
	高森集団	—	—	—	—	—	0/3	0/5	1/3	
	南秋川	K 1	—	4(2) /20	0(2) /20	5/20	0/20	10/25	1/30	2/10
		K 2	—	—	—	3(2) /10	1/20	3(1) /10	7/20	20(5) /20
		K 3	—	—	—	—	—	6(1) /10	8/20	12(7) /20
		K 4	—	—	—	—	—	3(5) /10	0/10	10(10) /10
		計	15(3) /40	52(15) /70	40(14) /60	52(11) /123	49(19) /129	133(44) /255	73(76) /359	169(128) /357

※個体数調整：捕獲数/計画数。

※カッコ内は放獣数を外数で表す。

※不明：H20 南足柄市オトナメス 1 頭。

H21 南足柄市コドモオス 1 頭、旧城山町コドモオス 1 頭。

(4) 個体数調整による捕獲個体数等の内訳

【経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群】

- ・経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群の実施に当たっては、継続した個体数調整による性年齢構成のバランスの変化に配慮するため、対象となる性年齢を特定して捕獲した。

個体数調整対象個体の性年齢区分

- ・オトナメスは10歳以下で、発信器(現在稼動していない発信器を除く)を装着していない個体とし、アカンボウが同時に捕獲された場合も処分対象とした。
- ・鳶尾群については、分裂しても地理的に他地域への行動域拡大の可能性が少なく、群れサイズを縮小するため、群れの維持に関わらないと判断できるオトナメスの選択的捕獲を試験的に行った。

(単位：頭)

性年齢区分	経ヶ岳群		鳶尾群		煤ヶ谷群	
	計画数	捕獲数	計画数	捕獲数	計画数	捕獲数
アカンボウメス	3	2	20	5	3	2
アカンボウオス		1(1)		11		1
アカンボウ不明		0		0		(5)
コドモメス	2	2(6)	8	9(6)	2	2(7)
コドモオス	2	2(5)	8	8(18)	2	2(4)
ワカモノメス	0	0	1	1(4)	0	(2)
ワカモノオス	1	1(1)	2	0	1	0
オトナメス	1	1(3)	20	14(3)	1	1(6)
オトナオス	1	1	1	1(2)	1	0
合計	10	10(16)	60	49(33)	10	8(24)

※ 捕獲数は、カッコ内に放獣数を外数で表す。

※ 鳶尾群のコドモメス捕獲数：捕獲時にアカンボウとされ殺処分した個体が、後の研究機関による個体分析において、コドモメスと判明したため、計画数を1頭越えた。

【個体数調整の捕獲個体数（経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群を除く）】（単位：頭）

群れ名	性年齢		ワカモノ		コドモ			アカンボウ			合計
	オス	メス	オス	メス	オス	メス	不明	オス	メス	不明	
T 1 群			1		(1)						1(1)
H群	1		2		1						4
ダムサイト 分裂群	1					3			2		6
日向群		(16)	1		8	11	(4)				20(20)
大山群		(1)	(1)	2(2)	5(2)	3	(3)			(1)	10(10)
片原群	3		2	1	2						8
子易群		(2)	1		4	3					8(2)
高森集団		1									1
K 1 群				1	1						2
K 2 群		(3)	1	(1)	7	3		4	5	(1)	20(5)
K 3 群	2	(6)	2	1	1	1		4	1	(1)	12(7)
K 4 群		(6)	1	(1)	4	4			1	(3)	10(10)

※カッコ内は、放獣数を外数で表す。

※この他に山梨県上野原市でK 1 群 20 頭、K 3 群 7 頭が捕獲されていると推測される。

【加害個体捕獲】

- ・ S 群：小田原市による、はこわな捕獲
- ・ ハナレザル：相模原市（長竹）による、はこわな捕獲

（単位：頭）

群れ名	性年齢		ワカモノ		コドモ		アカンボウ		合計
	オス	メス	オス	メス	オス	メス	オス	メス	
S 群	1	(2)		(1)	2(5)		(1)	(2)	3(11)
ハナレザル						1			1

※カッコ内は、放獣数を外数で表す。

2 平成 26 年度 被害状況

(1) 農作物被害の市町村別内訳 (速報値)

[上段 : 被害面積 (ha) 下段 : 被害額 (千円)]

地域個体群名		H26 年度	主な被害	H25 年度	増減
	市町村名				H26—H25
西湘地域個体群		8.2		0.3	7.9
		3,034		773	2,261
小田原市		8.2	果樹 8.24ha	0.3	7.9
		3,034	3,034 千円	773	2,261
箱根町				0.0	0.0
				0	0
真鶴町				0.0	0.0
				0	0
湯河原町				0.0	0.0
				0	0
南足柄市				0.0	0.0
				0	0
丹沢地域個体群		15.7		16.2	▲ 0.4
		19,536		13,554	5,982
秦野市		2.7	野菜 0.86ha	2.7	0.0
		2,253	1,338 千円	2,391	▲ 138
厚木市		5.2	野菜 4.35ha	6.3	▲ 1.0
		4,034	3,199 千円	4,831	▲ 798
伊勢原市		6.8	野菜 1.05ha	7.2	▲ 0.3
		9,061	4,662 千円	6,278	2,784
山北町		0.1	野菜 0.06ha	0.0	0.1
		189	170 千円	5	184
愛川町		0.5	野菜 0.22ha	0.0	0.5
		3,527	3,317 千円	28	3,498
清川村		0.4	野菜 0.15ha	0.0	0.4
		472	342 千円	20	452
南秋川地域個体群		1.3		0.0	1.3
		2,638		0	2,638
相模原市		1.3	野菜 0.76ha	0.0	1.3
		2,638	2,241 千円	0	2,638
合 計		25.2		16.5	8.8
		25,208		14,327	10,881

※ ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※ 四捨五入により地域個体群と全体の合計が突合しない場合がある。

(2) 自家用農地の被害面積

(単位：ha)

地域 個体群	市町村名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
丹沢	相模原市 旧津久井町	0.30	—	1.82	—				
	厚木市	4.21	6.90	15.54	5.95	4.36	5.51	2.87	2.51
	愛川町	0.31	0.8	—	0.02	0.3	0.12	0.01	0.10
	清川村	0.22	0.28	1.10	0.38	0.02	0.55	—	0.07
	秦野市	0.10	—	0.20	1.43	—	—	—	—
	伊勢原市	0.36	—	0.50	0.2	0.13	0.56	0.62	1.13
計		5.88	7.98	19.16	7.97	4.80	6.74	3.49	3.81
南秋川	相模原市 旧相模湖町 旧藤野町	3.30	—	0.84	—	1.46	5.52	0.52	6.07
		0.20	—	1.04	—				
計		3.13	5.78	1.88	2.72	1.46	5.52	0.52	6.07
合計		9.01	13.76	21.04	10.69	6.26	12.26	4.02	9.88

※ 自家用農地の被害とは、家庭菜園等の出荷を目的とせず、自ら消費する作物の被害をいう。

※ H23以降の相模原市には、丹沢地域個体群のダムサイト群によるものも含む。

※ 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が突合しない場合がある。

(3) 生活・人身被害の市町村別内訳

(単位：件)

地域個体群名	市町村名	生活被害				生活 上の 脅威	人身被害		計
		騒音	屋外物品 等損傷	人家 侵入	屋内の物 品の略奪		飛びかかる 等の威嚇	傷害	
西湘地域個体群		5	46	8	6	356	10		431
南足柄市	南足柄市					17			17
	小田原市		37	5	5	271	10		318
	箱根町	5	2			4			12
	真鶴町					17			17
	湯河原町		7	3		47			57
	丹沢地域個体群		14	104	15	19	104		
厚木市	厚木市		81	7	5	67			160
	愛川町		3			2			5
	清川村		19						19
	秦野市			5	4	7			16
	伊勢原市	14	1	3	10	28			56
南秋川地域個体群			5	1		59			65
相模原市			5	1		59			65
合計		19	155	24	25	519	10		752

※ ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※ 相模原市には丹沢地域個体群のダムサイト群によるものも含む

3 個体数調整について

(1) 対象個体の取扱一覧

性年齢	個体数調整			加害個体
	分裂による被害拡大防止	生活被害・人身被害軽減	新たな加害群及び加害集団	
アカンボウ	オトナメスと同時の場合は放獣	原則、放獣	捕獲可能	加害個体を識別して捕獲
コドモ	捕獲可能	被害を発生させている主な個体を捕獲	捕獲当初は、分裂回避のため放獣	
ワカモノメス				
ワカモノオス				
オトナメス	原則、放獣		捕獲当初は、分裂回避のため放獣	
オトナオス	捕獲可能	被害を発生させている主な個体を捕獲	捕獲可能	

(2) 経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群における個体数調整対象個体

- ・ 鳶尾群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群のサルは栄養状態が良く、ワカモノメスも出産が可能である。効果的に目標数を達成するために、ワカモノメスとオトナメスを合計した上限数を定める。
- ・ 鳶尾群については、試験的に行っている群れの維持に関わらないと判断できるオトナメスの捕獲は継続する。
(単位：頭)

性年齢区分	経ヶ岳群		鳶尾群		煤ヶ谷群	
	個体数	捕獲数	個体数	捕獲数	個体数	捕獲数
アカンボウ	11	27	13	40	8	19
コドモメス	7		9		6	
コドモオス	6		10		6	
ワカモノオス	1		2		1	
オトナオス	7		6		2	
ワカモノメス	1	3	2	15	1	4
オトナメス	17		26		18	
合計	50	30	68	55	42	23